

エンタテイメント産業における役務提供契約からの離脱

——営業制限法理と非良心性法理——

山口 裕博

一 はじめに

二 イギリスにおけるソングライター契約と営業制限法理

三 Michael v. Sony 事件

四 アメリカ映画産業における純利益方式による利益分配条項と非良心性法理

五 まとめに代えて

一 はじめに

有効に成立した契約の履行段階において、契約当事者が契約からの離脱を試みようとする場合には、当該契約自体またはそれに盛り込まれている契約条項の不当性を主張して認められる必要がある。契約の拘束力が承認されるためには契約内容における相当性の要件が満たされる必要があり、本来は契約当事者の自由な判断に委ねられるべき契約内容に対し、一定の契約状況下においては裁判所による後見的介入がなされるとする考えは今日一般的には承認され

ているが、個々の具体的な契約類型における判断基準については必ずしも十分な検討がなされていないように思われる。

エンタテイメント産業における仕事は、企画を実行するためには準備段階において多額の資金投入を必要とする。企画が当たれば莫大な利潤をもたらすが、常に利益が確保されるという保証ではなく、賭け的な要素を内在しているという特色を有している。こうした産業において用いられる契約では、リスクの回避をどの様に行うかが考慮されることになる。本稿で取り扱う、イギリスの音楽産業で用いられるソングライター契約とアメリカにおける映画産業の契約で用いられる純利益方式による利益分配に関する条項において、会社側のリスク管理を考慮した契約交渉の結果が反映されることになり、契約の相手方当事者にとって不利な契約条項が使用されることになる。⁽²⁾

具体的な契約内容の相当性を判断する際には、個々の業界の抱える特殊事情を前提にするとともに、判断の結果が契約当事者にもたらされる影響を重視する必要があるといえるが、エンタテイメント産業における役務提供契約においては創造的活動の提供を契約内容とするものであり、当事者の一方はそうした仕事に従事する者であることに留意することが要請される。この場合には、会社側のリスク管理を確保する要請と創造的活動に従事する者に認められ創造的活動の自由を確保する要請とが衝突することが生じるのであり、その問題について解決が迫られることになる。⁽³⁾

この種の事件において適用されるのは非良心性の法理を始めとする法理であり、これについてはこれまでに種々の論考が試みられている。非良心性法理は、イギリスとアメリカにおいてそれぞれ異なる展開を示している。すなわち、アメリカにおいては、UCC 第一―三〇二条において非良心性法理の要件効果が規定されて活発に適用されているが、これに対してもイギリスにおいて非良心性法理は必ずしも好意的に迎えられておらず、むしろ伝統的な営業制限法理や不当威圧法理のような個別的法理を用いて問題解決を図ろうとしている。イギリス法においても統一的な法理が伝統

的な個別的法理を統括する役割を果たすかについては今のところ必ずしも明確ではないが、両者における非良心性法理の位置づけの相違は展開過程の違いに原因を求めることができよう⁽¹⁾。

英米の状況を前提にして日本の現状を見ると、日本ではエンタテイメント産業においては業界の慣習が支配し、契約内容の相当性について契約当事者が法的な問題としての解決を求めていくことはこれまであまり例がなく、そもそも、契約交渉を事前に十分しておこうと自体あまり一般的ではないようである⁽²⁾。しかしながら、コンピュータ社会の急速な展開やエンタテイメント産業の国際化・巨大化に伴い、次第にエンタテイメント産業において発生する問題の法的分析を加える動きが顕著になりつつあるようと思われる⁽³⁾。アメリカとイギリスのエンタテイメント産業で行われている役務提供契約について裁判所が判断する際に、業界の慣習・慣行によらず、非良心性法理を始めとする法理を適用する動きが見られるのであり、エンタテイメント産業における契約の相当性について検討しておこうとは、日本法にとつても少なからず重要な示唆を与えることになる。本稿は、契約の相当性に関する問題について、エンタテイメント産業における契約上の問題点を素材にして、具体的な場面に即した問題解決のあり方を検討しようとするものである。

【注】

- (1) 大村敦志『公序良俗と契約正義』（有斐閣 一九九五年）、山本敬三『公序良俗論の再構成』（有斐閣 二〇〇〇年）参考。
- (2) Tamara H. Bennett, "Risky Business: Rejecting Adherence to Industry Standards in Exclusive Songwriter Agreements" 4 Tex. Wesleyan L.Rev. 71(1997); M. Weinstein, "Profit-Sharing Contracts in Hollywood: Evolu-

tion and Analysis” 27 J.L.S.67(1998).

(3) 美術的表現の規制においても芸術家の表現の自由を確保する問題が生じるゝ事例、拙稿「アメリカ法における美観保持と美術的表現の規制」女子美術大学紀要第113号15頁（一九九三年）。

(4) イギリスとアメリカにおける非良心的法理の比較については、大村敦志「『非良心性』法理と契約正義」〔日本民法学の形成と課題 上〕（有斐閣一九九六年）所収）参照。

(5) 出演契約については、植木弘「芸能出演契約の実態と問題点—映画・放送の出演契約を中心として—(1)～(11)」大阪市立大学法学雑誌第九卷第二号（一九九一年）、同第10卷第一号（一九九二年）、同第10卷第四号（一九九四年）、長尾治助「出演契約と第三者への役務提供」立命館法学第11卷第一号（一九九三年）が詳細な研究を行っている。

(6) 牧山嘉道「米国エンタテイメント法入門」[1]～[12] 国際商事法務 Vol.26, No.8～12(1998), Vol.27, No.1～4, No.7, No.9(1999), Vol.28, No.1(2000)、福井健策「映画ピックパン」の法的諸問題—日米比較の視点による映画制作・配給システムに関する法的考察 (1)～(3) NBL No.662, 666, 667(1999)、曾根香子・小原恒之・重田樹男・福井健策著『エンタテイメントの異』II-1-51頁以下(小原担当)及びII-II-81頁以下(重田担当) (七賢出版一九九五年)、鈴木武史『ショービジネス in U.S.A. 先端エンタテイメント産業の現状』(中央公論社一九九一年)、デヴィッド・ナガード・ジョンソン著(大武和夫訳)『音楽ビジネス入門』(音楽之友社一九九八年)等参考照。

1) イギリスにおけるソングライター契約と商業制限法理

1 ミュージック・パブリシング契約の特質

“ミュージック・ビジネスは一つのプロセス、すなわちレコード会社とアーティストの関係、ミュージック・パブリシャーと楽曲の作曲家との関係を軸に展開されている。⁽¹⁾そのため、ポピュラー音楽界において用いられている契約は

さまざまな形態があるが、その主なものは、個人的マネジメント契約、ミュージック・パブリシング契約、レコードティング契約などがある。

個人的マネジメント契約は、アーティストとマネージャーとの間を規律するもので、両者の間に信認関係が存在することを前提にしている。

ミュージック・パブリシング契約は、著者に一定の成功が保証されている書籍出版契約の場合と異なり、成功への出発点に過ぎない。また、楽曲の作曲者は、ロイヤリティに対する契約上の権利を保有している限りにおいて、パブリシャーに著作権を譲渡している点においても相違している。ミュージック・パブリシング契約では、パブリッシャー側は楽曲のプロモーションにつき実質的な決定権を行使しようと考へていて、作曲者と対立することがある。^②

楽曲のプロモーションにつきパブリッシャー側に自由な判断が認められているとすることは、Schroder 事件^③において Reid 卿が承認するところである。

「パブリッシャー側に信義則に基づく行動の義務をこの契約に読み込むべきであると主張されている。それは、何らかの不正なもしくは意図的動機により…楽曲の出版を控えることを意味すると考へる。…パブリッシャーは無名の作曲者による将来の楽曲を出版する積極的な約束をしたものと期待されるのが相当であるとは考へない。恐らく、作曲者の楽曲をプロモウトするのに最善の努力を行うとする何らかの一般的な約束はあつたであろう。しかし、そのような一般的な言葉では、作曲者にほとんど無益なものであろう」^④。

また、Elton John 事件^⑤において Nicholls 裁判官は、パブリッシャー側の裁量権の行使は信認義務の存在と相対立するものではないとする。

レコードティング契約は、ミュージック・パブリシング契約と同様、共同事業の性質を有するので、演奏者の録音のプロモートに関して、信認義務が発生することになる。レコード会社が裁量権を有している場合には、録音・製作費用が相当なものであることが默示されていることになる。⁽⁷⁾

ソングライター契約は、契約期間中、楽曲に関する著作権上の一切の権利をミュージック・パブリッシャーへ譲渡するものであり、一年契約でもその後に数回の契約更新が認められており、比較的長期間継続することを特色としている⁽⁸⁾。通常、作曲者は一般にミュージック・ビジネスについては素人であるが、ソングライター契約を締結することにより、自己の創作に掛かる楽曲の管理をパブリッシャーに委ね、パブリッシャーはそれを第三者に利用させることでロイヤリティ入手した上で、作曲者に分配するというミュージック・ビジネスの仕組みに組み込まれていくことになる。このため、特に駆け出しの時期に契約を結んだ場合には、不利益な契約を強いられる危険性が高くなり、社会的評価を得て人気が出始めると、売れないと結んだ契約が足手まといになり、それから離れる方策を模索することになる。

こうした主張がなされた場合、イギリス法においてソングライター契約の中に含まれている契約条項の拘束力を判断基準として用いられてきているのが、営業制限(Restraint of Trade)の法理である。⁽⁹⁾

営業を制限する契約は無効の推定が働き、その制限が合理的である場合にのみ有効とされるとする営業制限法理は、イギリスにおいて古くから見られるものであり、雇用契約期間中もしくは契約の終了後における競業避止義務に関する特約、価格の統制・営業譲渡・労働組合の協定等における営業制限の特約の有効性が問題となる場合に適用されるものである。⁽¹⁰⁾ 貴族院において、営業制限に関するいかなる契約でも、とりわけ全般的制限に関する契約であっても、合理的であり公序に反しないならば有効であるとすることが確立されたのは、一八九四年の Nordenfelt 事件⁽¹¹⁾であ

る。

この営業制限の法理はさらに現代に至り、適用範囲を拡大することになる。すなわち、契約条項は過酷であるか非良心的であっても、強迫もしくは不当威圧の法理により救済されない場合にはそのまま強行されるというのが一般原則であるが、契約の一方当事者が自らの収入獲得能力を制限することを約束する営業制限条項を含んでいる場合には、当該契約条項は相当性の基準を満たす場合にのみ強制力有するとされるのである。

この法理の展開は、Esso 事件⁽²²⁾にまで辿ることができる。同事件において Reid 裁判官は傍論ではあるが、同法理の適用要件について次のように明らかにしている。

「以下のことは今日一般に承認されている。すなわち、営業制限であると見なされるべき契約条項が正当化されるのは強制力が付与されるべき場合であり、この点についての法は Nordenfelt 事件において Macnaghten 卿により正確に述べられている。…したがつて、あらゆる場合に次のことを考察することが必要である。すなわち、第一に、当該制限は保護されている当事者に適切な保護が与えられるのに比べて度が過ぎるものか、第二に、制限されている当事者の利益になるものとして正当化されるかどうか、第三に、公の利益に反するものと判断されなければならないものかどうかである」⁽²³⁾。これは、Nordenfelt 事件の基準を採用したものである。

2 イギリスの「音楽三部作事件」

Esso 事件⁽²⁴⁾以降、営業制限の法理は雇用契約や営業権の譲渡のような伝統的な領域に限定されないと云ふことは明らかであったが、この法理が音楽産業にまで影響を及ぼす可能性があるということは理解されていなかつた。しかし、Esso 事件⁽²⁵⁾から六年後、Schroeder 事件⁽²⁶⁾において、ミュージック・パブリシング契約に営業制限の法理が適用され、

Reid 卿の傍論が現実になつた。

Schroeder 事件は、Davis 事件⁽¹⁷⁾と O'Sullivan 事件⁽¹⁸⁾とともにイギリスの「音楽三部作事件」とされ、これらの事件においては何れも、標準定型契約に署名したアーティストが勝訴している。⁽¹⁹⁾

(a) Schroeder 事件⁽²⁰⁾

商業制限の法理を適用し、音楽契約の強行可能性に挑戦した最初の事件が Schroeder 事件⁽²¹⁾である。被告の Tony Macaulay は、Elvis Presley のための「The Fifth Dimension」や「The Hollies」を作曲しており、その他の作品には、「Baby, now that I've found you & love grows where my Rosemary goes」がある。Macaulay は駆け出しのソングライターであった一九六六年に、原告 A Schroeder Music Publishing Co. Ltd. との間で、法的助言を受けないままにミージック・パブリッシング会社の標準定型契約書に署名した。同契約書によると、五年間排他的なサービスを提供すること、およびその著作権を世界的規模において永久に譲渡する権利を与えること合意した。また、ソングライターのロイヤリティが五千ポンド以上になつた場合には、契約期間は自動的にあとに五年延長されると規定されていた。ミージック・パブリッシング会社側には一ヶ月前に通知することにより同契約を解消する権限が認められ、また同契約を譲渡する権利も認められていた。一方、ソングライター側には、契約の解除権は認められず、同契約を譲渡するには、会社側の承諾を得ることが条件であった。

Macaulay は、パブリッシング契約締結時には多額のロイヤリティが期待されたが、実際には予想していた収入額には至らなかつた。先例がないため勝訴の可能性はほとんどないと弁護士の助言があつたが、Macaulay は、同契約は公序に反して無効である旨の確認を求めて訴えを提起し、高等法院において、一九七一年六月に勝訴判決を得て

いる。

控訴審において Reid 卿は、Esso 事件における自らの判決を踏襲し、裁判所が判断すべき問題として次の二点を挙げる。

(i) 契約上の制限は極めて厳格であるが、それらは正当化されうるか、

(ii) そのような制限が正当化される余地があるとすると、制限に依拠する者は正当化事由を立証したか、である。

Reid 卿は、ミュージック・パブリッシング契約条項を分析し、判決中において、それらを引用している。第一の争点は、当事者が契約期間の長さと契約を終了することができる能力を有しているかである。同裁判官は、「営業が制限される契約の期間は、契約における制限が正当化されるものかを決定する際に重要な一要素である」とする。

当該契約の第一条と第九条a項は、契約の全般的な期間を決定している。契約期間は、音楽産業において活躍できる期間が短いことから重要な要素である。第一条は、最初の五年間の契約期間を定めているが、第九条a項により、作曲者が当該契約期間中にロイアリティまたは前払金として少なくも五千ポンドの支払いを受けると、契約は自動的にさらに五年延長される。⁽²⁾ このことから実際の契約期間は、一〇年ということになる。第一六条は、第三者に対する契約譲渡について規定している。パブリシャーは作曲家の承認を得ずに契約譲渡を行うことができるが、第一六条b項は、作曲者が同じことを行う場合には、ミュージック・パブリッシング会社の書面による承諾を必要としている。

ミュージック・パブリッシング会社が第二条における権利の行使する場合には、相当な行動をすることは義務付けられない。第二条からは排他性が生じ、作曲者はミュージック・パブリッシング会社に排他的に拘束され、契約期間中は作曲したものを持他のミュージック・パブリッシング会社に引き渡してはならないとされる。ミュージック・パブ

リツシング会社には、引き渡された曲を何らかの形で処理する以外に積極的な義務を負つていない。⁽²⁶⁾

Reid 姉は次のように述べる。「明らかに期待されていることは、その歌が価値あるものであるとするならば、両当事者のために出版されるであろうということである。しかし、いずれかの理由により、控訴人が出版しないとの結論に達した場合には、被控訴人は何らの報酬を得ることもなく、何もすることができない。必然的に被控訴人は、控訴人による誤った作品価値のないリスクを負わなければならない。控訴人が出版しないことにする理由は、それだけに限られるものではない」⁽²⁷⁾。

作曲者はミュージック・パブリッシング会社のためにのみ働き、すべての楽曲は全世界にわたる著作権とともにミュージック・パブリッシング会社のものとなるのである⁽²⁸⁾が、当該契約が適用されるのは契約期間中に作曲されたものに限られず、共同にて作曲したものや、契約前に作曲したもので作曲者が支配権を有しているものにも適用される⁽²⁹⁾。第十条 a 項は、作曲者が引き渡した楽曲がオリジナルなものであることを保証することを要求しており、同条 b 項は、オリジナル作品でなかつた場合、もしくは楽曲に関して訴訟が提起された場合にパブリシャーに賠償することを規定している。第一五条は、完全な著作権の移転が不可能な場合について備えて、楽曲の書き直し、改作、翻訳についての規定をおいている⁽³⁰⁾。

作曲者の報酬については、第五条、第六条および第八条が規定し、作曲者の契約違反があつた場合については、第一三條が規定している。第八条によると、Macaulay は、前払いとして五〇ポンドを受け取るが、この金額は後に支払われるロイアリティにより精算され、清算後に、作曲者はさらに五〇ポンドの支払いを受ける権利を有することになる⁽³¹⁾。ロイアリティーが五〇ポンドの前払金に達しない場合には、作曲者は残金の返還義務を負うものではない⁽³²⁾。ロイアリティ・レートは、一枚刷りの楽譜は一〇セント、録音したものについては全純利益の五〇%に定められている⁽³³⁾。

また、演奏権協会(P.R.S.)に譲渡され、同社が管理する演奏権から得られた収入については、均等に分割される。⁽³⁶⁾

Reid 卿は、彼らの契約条項から、当該契約が抑圧的であるとした。特に、作曲者は、契約期間中に作曲したすべての作品を引き渡す義務を負うが、ミュージック・パブリッシング会社にはそのような作品についてどうするかについて義務を負うものではない。この契約は、実質的に一〇年間継続するものであり、この期間は音楽産業で最も活躍できる期間を大幅に越えるものであり、パブリシャーは契約の解除権と譲渡権を留保している。このように Reid 卿は、契約条項の長さの重要性を強調し、そのような期間を設けることを正当化する証拠はないとするとともに、譲渡する権限は、パブリシャーが相当な行動を行う可能性を排除しており、最終的に将来の譲渡が同様に制限される保証はなく、これらのことから、同契約は、著しく制限的で営業制限に当たるものであり、公序に反して無効であるとした。⁽³⁷⁾

Reid 卿の見解には、Simon 卿、Kilbrandon 卿、Viscount Dilhorne が同調している。⁽³⁸⁾

なお Diplock 卿は、公序につき次のように述べる。すなわち、「取引力が強い者により非良心的な取引を結ぶ」とを強制されると、対してと取引力の弱い者を保護する」と⁽³⁹⁾を確実にするのは、公序であるとする。

また、Diplock 卿は、契約の有効性についての判断基準について、次のように述べている。

「公正さの基準は、当該制限が受約者の合法的な利益保護にとって必要とするのが相当であり、かつその契約の下において約束者に保証された利益と釣り合っているかどうかであることは疑いのないところである。この基準の目的のために、契約のすべての条項は考慮されなければならない」。⁽⁴⁰⁾

(b) Davis 事件⁽⁴¹⁾

控訴院は、貴族院における Schroeder 事件⁽⁴²⁾判決の一週間後、ポップ・グループ Fleetwood Mac の11名のメンバーに関する Davis 事件についての判決を下した。Fleetwood Mac の締結したパブリッシング契約が同グループに著しく不利なものであつたかが問題とされた。彼らは、演奏者、作曲者としては経験を有していたが、ビジネスについては経験がなかつた。

当該契約によると同グループは、その楽曲が出版された場合には、楽譜の小売り価格の一〇%⁽⁴³⁾とレコード売り上げの五〇%⁽⁴⁴⁾を受け取るとされていた。一方、同グループとマネジャーとの契約は、標準定型契約により期間一〇年とされ、マネジャーのみが更新可能であり、マネジャーは著作権からのロイヤリティを受け取り、作曲者の同意無くして著作権の譲渡を行う権利を留保している等、マネジャーとパブリシャー側に著しく有利な契約条項が含まれていた。⁽⁴⁵⁾

マネージャーの Clifford Davis も WEA ノコールを相手取り、作曲者の楽曲のノコール販売を制限する暫定的差止命令(interim injunction)を求めて訴えを提起し、控訴院は、Davis の暫定的差止命令を認めた原審判決を破棄し、ノコール会社がマネジャーと作曲者との間の取引力の不均衡についての一応有利な事件(prima facie case)の証明を行つてゐる」とを理由に、同契約が拘束力を有しないとの判断を下した。

Denning 候は、エンタテインメント契約の拘束力を判断する基準と原理を明らかにするとともに、その前提として次のように述べる。「貴族院における発言を読むと、それらは取引力の不均衡に関して前回の開廷期末において私達が述べようとした原理を支持してゐる。それは、Lloyds Bank Ltd v. Bundy においてである。Instone 事件は、そうした原理の良い例を提供する。やいだの当事者は等しい条件であったのではない。一方の当事者は取引力において極めて強く、他方の当事者は著しく弱い立場にあつたのであり、一般的な公平その問題として、強い者が弱い者を壁に

押しつける」ことが許されるべきではないとは正しいことではなかつた。」⁽⁴²⁾

Denning 候は、契約期間が明らかに不公正であることにつきアーティストは主張できるとし、本件における契約期間一〇年は、Esso 事件における一一年と同じく、明らかに不公正であるとする。⁽⁴³⁾アーティストは著作権の譲渡に関するも不十分なコンシグレーランと交換に行つたものであるとする。⁽⁴⁴⁾また、裁判所の認定するところでは、当該契約に署名する際、作曲者は独立した法的助言を受けずに行つたものとする。

Davis 事件において、マネージャーは同時にパブリシャーの役割を果たしていた。ノコード会社の主張するところによれば、マネージャーの利益は作曲者の取引力を著しく損なうものであるとする。Denning 候は、マネージャーの立場について次のように述べる。

「アーティストを生かすも殺すもマネージャーの意思にかかるつてはいる。彼は、決定権を有してはいる。一方、彼らは作曲家であり音楽と歌に関しては才能があるが、ビジネスについては無い。交渉において、彼らは抵抗することができるとい。彼らがマネージャーを必要とする所以である。」⁽⁴⁵⁾

(c) O'Sullivan 事件⁽⁴⁶⁾

O'Sullivan 事件は一九八四年に控訴院判決が下された。アーティストの個人マネージャーである Gordon Mills はワーナーリック・ペブリッシングとノコード業務を行う会社を所有するマネジメント会社の大株主であり、ノコード部門の会長で、アーティストの Reymond O'Sullivan は、それぞれの会社と契約を締結するとともに、それぞれの会社の専務取締役であった第三者 Smith は、連合王国以外の場所での O'Sullivan の利益を受け取る会社を設立しよへむ」と O'Sullivan との間でコーディングながらペブリッシング契約を結んだ。契約締結当時、O'Sullivan は若

年で、無名の作曲家・演奏者であり、ビジネスに無経験であった。⁽³³⁾

O'Sullivan は、これらの契約が不当威圧(undue influence)の下に行われたものであり、不相当な営業制限を課していぬとして、無効であるとの宣言を求めて訴えを提起した。トライアルまでに、すべての契約は履行されていた。第一審における裁判官は、当該契約が営業制限になるとするところ、O'Sullivan に対して信認義務を有するとする。不当威圧についても推定した。⁽³⁴⁾

控訴院においては、次の三点について議論する。

①信認関係が存在するため当該契約は不当威圧によるものと推定されるので、当該契約が無効か取り消しうるかを判断する必要がある、

②当該契約が履行されているので、適切な救済方法の決定を行うことが必要である、

③原告の賠償額に対する適切な利率を決定する。

控訴院は、第一審における不当威圧の判断を認容したが、同契約は無効ではなく、取り消しうるものであるとした。また、関係各社に対し、利益計算を示す」と、O'Sullivan に著作権の返還・譲渡を命じた。⁽³⁵⁾

Dunn 裁判官は、マネージャーの Mills と O'Sullivan の間の契約は不当威圧によるものであるとして、次のように述べる。「次の」とが認められる。すなわち、当該契約は Mills の不当威圧により獲得されたものであり、関係各社は O'Sullivan との間における Mills の信認関係を知っていたので、関係各社が、当該契約から、交渉の結果としての契約とするのが相当なものから得られる以上の利益を手にする」とは不公平である」とする。⁽³⁶⁾

Dunn 裁判官はさらに信認義務について、Mills が関係するレコード、パブリッシング、金銭管理会社と O'Sullivan との間について認められるとする。

「O'Sullivan の田からぬる、Mills と関係各社を区別する」とはできない。関係各社は Mills により任命されたマネージャーではないが、実際には経営機能の大部分は彼らにより行われており、……のことは最初からの意思であった。O'Sullivan が Mills と話かば、O'Sullivan の仕事は関係各社によって行われていた。…Mills は会社の会長であり、Smith と他の重役も Mills と同じように状況を知っていた。彼らは、一人の若く経験の無い者と取引を行つていたことを知っていた。彼は、すべてを任せ、公正な取引を行つてくれると完全に頼り切っていた。彼らは、契約上の取り決めに責任を負うのであり、Mills と同じように O'Sullivan に対して信認関係にあるのである⁽³⁵⁾」。

O'Sullivan 事件は、同時にミュージック・パブリッシング会社でありレコード会社でもあるマネージャーに重い責任を負わせており、マネージャーを信認関係にあるとしている。この信認義務についても、Lloyds Bank v. Bundy 事件⁽³⁶⁾における Denning 卿の判決を拡大したものである。このよハシ、O'Sullivan 事件はレコード会社とミュージック・パブリッシング会社に重い責任を負わせているのであり、同事件は音楽産業における法的関係を詳細に考察し、解明したものとしては最初の事件であるということができる⁽³⁷⁾。

救済方法については、Schroder 事件⁽³⁸⁾と Davis 事件⁽³⁹⁾は契約無効を主張したもので、アーティストを契約前の状態に戻すことだけが問題とされたが、O'Sullivan 事件においては契約が取り消されている⁽⁴⁰⁾。信認義務違反を理由として契約を取消す際に、伝統的には受認者に生じた一切の利益を善意の当事者の返還することを命じているが⁽⁴¹⁾、本件では、Phipps v. Boardman 事件⁽⁴²⁾を適用し、ミュージック・パブリッシング会社とマネジメント会社に対して、提供したサーキュラス（これには利益が含まれる）についての相当額を減じた利益の返還を命じた。Phipps v. Boardman 事件と異なり、本件において裁判所は、Mills 側の悪意を認定し、Phils 事件において命じられた「実質的な利益の分配」以上より穏当な額に利益の要因を制限したものである。これは、カリフォルニア州のタレンント代理人法(Talent

Agencies Act)の下での判決で、提供役務相当金額の請求が認められてゐると共通してゐるわれてゐる⁽³⁸⁾。

取消と無効を区別する」といつゝ Waller 裁判官は次のように述べる。「原審裁判官の認定するところによれば、当該マージック・パブリッシング契約及び Ebostrail (社との雇用) 契約は、両方ともに不相当な取引制限に当たるものである。そのような契約の効果については、Instone v. Schroeder Music Publishing Co.Ltd [1974] 1 All E.R. 171 において考察され、A.Schroeder Music Publishing Co.v. Macaulay [1974] 1 W.L.R.1308 の名で貴族院において確認されている。控訴院の判断によれば、ややした契約は不相当な商業制限であるの、履行されない限りにおいては拘束力を有しない。Reid 候は、同判決に対する控訴を棄却するに際し、次のような言葉で締めくくつてゐる。『それゆえに、当該契約は未履行である限りにおいて強行できないものとなる」といふべきを得なる。』」の認定の結果として、私が語及した二つの契約は「履行されてない限りにおいて強行不可能であり、かつ無効ではないのである」⁽³⁹⁾。

なお、O'Sullivan 事件と信託法の関係、すなわち O'Sullivan 事件は伝統的な信託法を代表するものか、アーティスト、個人的マネージャー、マージック・パブリッシング会社、レコード会社間で生じるものに限定されるかという問題については、Fox 裁判官は、「受認者による利益の留保を禁じぬハクイティ上のルールは厳格に適用されてもふる」とする。このことから、後者であると解せられると思えてゐる⁽⁴⁰⁾。

3 Elton John 事件⁽⁴¹⁾

本件は、O'Sullivan 事件の事実関係に類似している。高等法院の判例であるが、音楽三部作事件についての貴族院・控訴院の判例に従わなかった。

Elton Jhon と Bernie Taupin (Jhon と Taupin) は、一九七七年に Dick James Music (DJM) との間で標準定期

ソングライター契約を結んだ。DJM は外国の系列会社の Jhon & Taupin の録音から生じるロイヤルティを徴収する契約を結んだ。Jhon & Taupin の受領するロイアリティは、DJM のロイアリティの一割⁽¹⁴⁾として計算され、地方の子会社が受領するものを根拠とするものではなかった。

Jhon & Taupin は、当該契約に三年間は拘束され、その期間は「いずれかの当事者のオプション権行使により或らに三[年]間延長可能」であった。あるいは各三年の期間に DJM の満足する一八曲以上を作曲するか、もしくは上記の最低要件を満たすまで期間の延長を受け入れなければならなかつた。⁽¹⁵⁾ 同時⁽¹⁶⁾、Jhon は DJM の関連会社である This Record Co.,Ltd. との間で五年間のレコードイング契約を結んだが、パブリッシング契約とレコードイング契約の双方には、音楽三部作事件と同一の契約条項が含まれていた。その三ヶ月後の一九六八年、Jhon & DJM はマネジメント契約を結んだ。⁽¹⁷⁾ DJM は、五年間、三〇⁽¹⁸⁾の手数料を受け取りとる一方で、「Jhon 氏のプロとしてのキャリアと利益を高め、前進させる為に最善の努力を惜しまない」と、および同氏にその目的に為に自らの知識と経験の恩恵を与えること、適切な仕事と約束を確保すること・常に最善の契約条項確保するように努め、同氏のためにすべての交渉を行うこと⁽¹⁹⁾」を約束した。

一九六七年のミュージック・パブリッシング契約は、DJM の用意した標準契約書によるものであり、「James 氏のいつもの行うやり方は、契約書を作曲家やアーティストの前に置き、ここに彼處に署名することを要請するのではなく、当該書類を持っていき、読んで署名して返すように言うだけであつた。それに James 氏が署名するだけだつた」⁽²⁰⁾。

本件において、Jhon & Taupin は両名共に、契約時に未成年であり、両親が作成した誘因となる手紙と一緒に署名した契約書を送り返したものである。両名はソリシターやマネージャーを依頼しておらず、また James は代理人を捜すことも示唆せず、契約条項を説明するよりも行わなかつた。James はピートルズのパブリッシャーで、そのよう

な人から契約を持ちかけられる」とは「夢が現実になるよくな」とであり、「両名は James 氏が自分たちの歌を気に入ってくれるか心配で、気に入ってくれることを熱望していた」⁽³⁰⁾。

一九七一年三月までに、両名は James に特に利益をもたらさなかつたが、アルバム用のデモ・テープは完成しており、それらを James は評価していた。「したがつて、同アルバムがリリースされる前に、テープについての自らの判断に力を得て、James 氏は、Jhon 氏に新しいレコードティング契約を申し込んだ。また、契約条項は交渉されなかつた…(John 氏)は新しい契約を保証を与えてくれる良い契約であると考えた。彼は新しい契約は、既存の契約期間の延長を含んでくると評価した」⁽³¹⁾。

加えて、Jhon は長い間両名の信任を得ていた Raymond Williams との間で新しいマジメント契約を結んだ。⁽³²⁾

一九七〇年七月、Jhon の最初のアルバムがアメリカで発表され、アメリカでのプロモーション・ツアーガ開始された。カリフォルニアに最初に訪れ、Jhon は文字通り一夜にしてスーパースターになつた。⁽³³⁾ その直後、James は、Jhon と Taupin との間の一九六七年契約の下でオプション権行使し、ロイアリティを増額した。Jhon がスターダメシのし上がりから、James 氏は、既存の契約を再交渉する意向を伝え、Jhon に対して将来の取引はソリシタード代理人としてよう希望した。⁽³⁴⁾

マネジメント契約、マージック・パブリシング契約及びレコードティング契約の再交渉、その他の要因が結び合わつて、Jhon と Taupin は DJM を相手取つて訴訟を提起した。これらの要因で最も重要なのは、二重奏の人気が上昇傾向にあつたこと、Instone v. Schroeder Music Publishing Co.Ltd. 判決⁽³⁵⁾、アメリカとイギリスの弁護士から Schroder 事件の控訴審判決を根拠に Jhon と Taupin は相対的に出版ロイアリティの少なさを正当化するため、また外国の関連会社から受け取つたロイアリティを適切に計算するために、DJM を訴えるべきであるとの助言を受け

た⁽⁸⁵⁾。

原告側の主張は次のようになつてている。

Jhon と Taupin は、ミュージック・パブリッシング契約につき不当威圧を根拠に無効とされるべきであり、一切の著作権とマスター録音は返還されるべきである、と主張した。⁽⁸⁶⁾ さらに、同契約が不相当な営業制限であり、DJM と TRC の契約違反があつたとしたが、後にその主張を退け、默示的条項が存在したことを主張した⁽⁸⁷⁾。

裁判所は著作権と録音の返還を認めないという判断を行うにあたり、信義則、信認義務、および不当威圧の問題点について考察するとともに、被告側が権限以上の利益を得ていたことを考慮して、賠償を命じた。

（1）信義則、信認義務について

Nicholls 裁判官は、レコーディング契約、ミュージック・パブリッシング契約については、DJM がミュージック・パブリッシング契約の下で引き受けた編曲の公開・プロモート・使用につき信義則上相當な注意を払う義務を負つているとする議論を退けた。⁽⁸⁸⁾

それにも関わらず Nicholls 裁判官は、次の二つの理由から信認関係が生じる旨判示している。

まず第一に、「パブリッシング契約の下において、DJM は同社が実行する一切の使用に関して信認的立場にあり」、「かくして、商事的には、契約はジョイント・ベンチャーの性質を有するものであり、パブリシャーがどの様にして使用上の機能を果たすかにつき、作曲者はパブリシャーに信頼と信用をおく必要があるのである」とする。

また、このことは次の事実関係の認定からも伺える。

「彼らが最初に James 氏に会つた時、Jhon 氏及び Taupin 氏は彼のことを知っていた。…James 氏から契約の提示があつたのは、二人の希望に満ちた若者にとって『夢が現実になるようなもの』であつた。彼らはそれに飛びつ

き、何の躊躇いもなく契約（一九六七年パブリッシング契約）に署名した。その時、契約書はいつものように準備され、彼らとそれぞれの両親の署名を求めて提示されたものである。⁽⁵⁰⁾

同裁判官はまた、DJM の譲受人は DJM の信認義務を受け継ぐとした。レコードデーリング契約に関する同裁判官の判決は、同一の理由付けに基づくものである。Elton Jhon 事件の判決は、マネジャーの信認義務をパブリシャーとレコード会社にまで拡大するのもではなかつたが、双方の会社は自らの権利につき信認者であるとしたものであつて、音楽三部作事件よりも一步先を行くものである、ということができる。⁽⁵¹⁾

DJM の信認義務違反に関する救済方法につき、Elton Jhon 事件は O'Sullivan 事件の提供役務相当金額(quantum meruit)のアプローチを採用し、DJM が利益の相当額を留めておく⁽⁵²⁾ことを認めたが、O'Sullivan 事件のように、著作権の返還とマスター録音の引渡しは命じなかつた。同裁判官は、出訴期限、消滅時効、エストップル、権利不行使の問題につき順次論じていくが、消滅時効の問題を論じる際に、「受認者と原告の関係は、『債権者と債務者のそれであり、受託者と信託受託者(cestui que trust)のそれでない。』」と述べた。この推論は、O'Sullivan 事件においては、信託法と Phillips 事件に基礎をおいていたのと対照的である。両事件が共通しているのは、きわめて例外的な状況に適切な救済方法をもたらすことを伝統的な信託法に基礎を置くことに躊躇していた点であるといふことができる。⁽⁵³⁾

(2) 不当威圧に関する支配的影響力について

ミュージック・パブリッシング契約、レコードレンティング契約は不当威圧の結果であるとした主張に基づいて、原告は著作権とマスター録音の返還を求めたが、この問題につき、Elton Jhon 事件判決では、音楽産業に関する法と構造について詳述している。

裁判所が取引を無効にする場合に、裁判所が考慮すべきことは、「第一に、一方当事者が他方当事者に支配的影響を

及ぼす関係、第一に、その影響の結果として明白に不利益な取引が生じたことである。しかるべき場合に、支配的影響力は推定されるかも知れない。裁判所はまた、しかるべき場合には、支配的影響力が存在すること、著しく不利益な取引が不当威圧の結果として生じたことを推定することができる」⁽⁴⁹⁾。

Nicholls 裁判官は、James が Jhon & Taupin と対して一九六七年契約につき支配的影響力を有していたとした。James は、信義則に従い行動し、不公平な行為を行うことを意図していたものではないが、支配的影響力を行使するにより不公正な利益を得てゐるとした。けだし、何らの交渉も行われず、契約条項の説明もなされず、「(Jhon & Taupin は) 契約条項が公平かつ相当である」とつき彼を信頼し依存していたのであり、このことは彼にも明らかであつたはずである」とする。

以上のような事実認定を前提とし、Nicholls 裁判官は次のような結論を示している。

「Dick James 氏は支配的影響力を及ぼす役割を帯びていたのであらうか。この段階においては、彼らが知り合いであつた程度は軽かつたが、そうであつたと思われる。他の人と同様署名されるなどを渴望していた二人の若者が追求し奨励する価値があると判断すると、彼は実際にその手はずを整えた。…明らかに生じることは、James 氏は John 氏や Taupin 氏に義務を負うとは思つていなかつたし、彼らに対して、提案された契約の条項を完全に説明すれどもなかつた」⁽⁵⁰⁾。

Nicholls 裁判官は「支配的影響力」について言及しているが、不当威圧の推定が適用されるのは、一方当事者が支配的影響力の役割を帶びている関係に限定されるということを先例が示しているものではない。不当威圧の推定を持ち出すためには、信託及び信認がなされている者がその相手方に影響力を行使する立場にあることを立証するだけで足りる。⁽⁵¹⁾ 同裁判官はまた、一九六七年契約は著しく不公平であったとした。けだし、無名のアーティストによつて

明示されたロイアリティ率は不相当なものではなかつたが、「こゝ」でも起こつたように、アーティストが一躍有名になつた場合に、ロイアリティ率を何らかの形で改善する規定がまつたく含まれていなかつたからである。^(註)

音楽産業の現状認識については、同裁判官は次のように述べている。

「大雑把な指針として、レコード会社は良くて一〇人中一人のアーティストによつて録音費用を賄い、三〇人中せいぜい一人のアーティストで大儲けをすることになる。このことに留意し、平均的に新人のアーティストが一人前になるためには三年掛かるのであり、本件における五年の拘束は、不相当なことではない」^(註)。

Elton Jhon 自身もアメリカで最初のアルバムを発売するのに二年半掛かり、Jhon が成功するまでに、James は多額の金銭、資材、技術費やすことになつたが、これらの点は必ずしも本件判決において評価されていない。また、信認義務については、同裁判官の認定したところによれば、パブリッシング会社とレコード会社が及ぼした不当威圧はアーティストが影響を受けやすいマネジメント関係からではなく、それとは全く独立したものだとする。それにも関わらず、ソリシタが代理人となつた一九六七年以降の契約でも一九六七年契約の不当威圧を癒すことはできなかつたと判断した。^(註)

Elton Jhon 事件は控訴されなかつたので、先例的価値は不明である。いずれにせよ、音楽三部作事件は依然としてイギリスの裁判所で拘束力ある先例としての地位を維持しているということはできる。

Elton John 事件は O'Sullivan 事件に適用した原理の拡大ではないが、次のような事実を認めるものである。すなわち、確立したパブリッシング会社やレコード会社がアーティストに不当威圧を行ふことができる。特に無名の地位の確立していないアーティストであつて、会社側が法律上のマネージャーではないにもかかわらず、事实上マネージャの役割をすべて演じている場合、またはレコード会社やミュージック・パブリッシング会社として当該アーティ

ストに取引に入ることにつき影響を与える立場にあるという事実を通じてである。このことは次の事実と一致する。すなわち、アーティストは成功しているレコードないしパブリッシング会社と契約を結ばなければ、成功することは困難であることは明らかであり、レコード会社やミュージック・パブリッシング会社からそのような機会の申し出を受けている無名アーティストは、そのような取引を行う影響を受けることが無いということはほとんどあり得ない⁽¹⁵⁾。アーティストとレコード会社とミュージック・パブリッシング会社との間の契約は不当威圧の産物であると推定され、当該契約が取引に関する完全な情報と助言に照らして、自由意思の働いた結果であつたとする立証責任は、会社側にあるとされているが、アーティストは独立した法的助言を受けることだけでなく、その助言が満足のいくものであり、契約条項に反映されているとの確認が重要な意味をもつことになる。

4 Holy Johnson事件⁽¹⁶⁾

Schroeder 事件⁽¹⁷⁾においては、営業制限法理がミュージック・パブリッシング契約に適用されるなどを明らかにされたが、同法理はレコードティング契約にも適用されることを明らかにした興味深い事例が、ポップ・グループ Frankie goes to Hollywood(FGTH)に関するHoly Johnson 事件である。同事件のレコードティング契約の条項を分析を通じて、音楽産業において行われている慣行を明らかにすることが可能になるとされている⁽¹⁸⁾。

FGTH の若いメンバーが、レコード会社、ミュージック・パブリッシング会社からなる企業集団の代表者達からアプローチされ、相互に関連するミュージック・パブリッシング契約とレコードティング契約の申込を受けた。レコード会社は、同時に同社の姉妹会社のミュージック・パブリッシング会社との間ミュージック・パブリッシング契約を締結することを要求した。

同グループは大変な人気を博した後、バンド間の関係が緊迫したものになり、リード歌手であり、衆目の一致するところ同グループで最も有能なメンバーである Holly Johnson が、同契約から離れ、ソロ活動を行うことを考えた。結局、同グループは解散したが、会社側は Johnson が唯一のスターであると見なしていたので、原告 ZTT/Perfect は、彼がソロのアーティストとして署名することを望んだ。

同グループの解散により、Jhonson には残された契約期間、新たな契約につき同社に拘束されるかという問題が生じた。投下した資本を保護するため、レコーディング会社とミュージック・パブリッシング会社は、被告 Jhonson が他の会社のために録音・作曲を行うことの差止を求めた。これに対し、被告は不相当な営業制限を理由に、同契約が拘束力を失うことになると主張した。⁽³⁾

本件におけるレコーディング契約の内容は次のようになっている。⁽³⁾ FGTH のメンバーは同契約に厳格に拘束されていた。

第一条により、FGTH は、完全に編集され、複合的なマスターを、演奏し、録音し、引渡すこととされていた。

FGTH は、会社側の選んだもの、時、場所で基本的に録音しなければならなかつた。⁽⁴⁾

第二条は、「アーティストはレコード会社に対して、原盤に関してそれからレコードを作成すること、譲渡もしくはそれに類することを行うこと、レコード会社が完全な裁量権で適切であると考えたことによりそれを拒否することについて、世界中を通じた排他的販売権を、付与し譲渡した」と規定する。レコード会社は、プロモートすること、録音予算、プロデューサー、録音する曲などについて全般的に排他的な裁量権を有していた。ただし、利用されない作品の著作権についての再譲渡に関する規定がおかれていた。

契約期間については、同契約第三条により計算されることになる。同条によると、最初の契約期間は一九八三年五

月一日から同年九月三〇日までの七ヶ月であるが、以下の選択権の行使により、取引期間の延長が認められていた。

第三条二項は契約期間について次のように規定している。

「三・二 アーティスト・グループの五人のメンバーは同社に対して、本契約期間を二つの個別的もしくは連続的期間、および五つの個別的もしくは連続的契約期間を延長するオプション権を付与する」⁽ⁱⁱⁱ⁾。

この契約期間については、第一三条三項と第一七条一二項が二重に適用され、第三条二項の契約期間は一二ヶ月もしくはその期間の最低引渡の約束日から百二〇日よりも長いものとすると規定されていた。

各期における最低小録音の約束は、第四条一項が規定する。最初の三期は三枚のシングル・レコードの録音から始まり、次の五期には五枚のアルバムを録音することとしている。

この期間中、オプション権の行使による期間の延長を行うことができるのは、会社側だけである。⁽ⁱⁱ⁾

第五条により、FGTH 及びそのメンバーは、世界中の録音をしようとする者、録音もしくはリリースに繋がる者に何らのサービスを提供してはならないとする。^(iv) この制限は、契約終了後も五年間は適用される。

第六条は、同社以外が、FGTH もしくはそのメンバーの演奏を録音したのもを制作・販売してはならないとする。^(v) 第八条、第九、第十条は、ロイヤリティと前払金に関する規定をおいている。

第十四条は、同事件の最も重要な側面である、離脱メンバー条項について規定している。

第十四条一項は、契約期間中にグループのメンバーが離脱すると、レコード会社はオプション権を行使し、その者に関しては契約を解除することができるとする。^(vi)

第十四条二項a号は、新しいメンバーでも同一の条項と条件を引き受けるものとし、現行のメンバーにもこのことを承知する義務を課している。^(vii) 同項b号は、会社が離脱メンバーにつき契約を解除し、他のメンバーについてはその

まもとする」とを認める。同項c号は、この点をさらに進め、会社側が離脱メンバーの提供するサービスを存続させたいと思ったときには、既存の条項をそのまま適用することができるとしている。⁽²⁵⁾

この事件での裁判所の判断は次のようになっている。

第一審の Whiteford 裁判官は、同契約の条項は不確実であるので無効であるとし、同契約は拘束力を有さないと判断した。これに対し、ZTT/Perfect は控訴した。

控訴院は、一九八九年六月一八日に判決を下したが、Dillon 裁判官は、いくつかの契約条項は厳しく、特に、契約期間の長さ、最小限の録音の約束、離脱メンバー条項に関する条項の三点が問題であるとした。Dillon 裁判官の判決には、Mann 裁判官と Megaw 裁判官が同調している。

Dillon 裁判官は、離脱メンバー条項に関して次のように述べてゐる。「第一四条二項が、(原告の弁護士が)示した解釈になるとすると、次のような結論になるであろうと思われる」とは、レコードティング契約の不当性と関連性がある。すなわち、(1)当該グループと離脱した被告が契約期間中に新たなメンバーと一緒に新規のグループを形成しようとすると、それが可能なのは、新しいメンバーがレコード会社に気に入られるか、レコードティング契約の一切の残された(outstanding)条項に拘束されることにつきレコード会社と合意する用意がある場合に限られるのであり、逆に、(2)グループの他のメンバーが別の歌手を望み、それが認められるのは、レコード会社に気に入られる者を見つけることができるか、レコードティング契約の一切の残された条項に拘束される用意がある場合である」。Dillon 裁判官は、契約期間が長いことについては次のように述べる。「レコードティング契約が一般に有効であるかどうかの問題については、契約期間に関するその規定は一方的であると考える。…それは、八年もしくは九年続くものであり、得られるであろう収入が最高になると思われる間中、グループのメンバーは当該レコード会社のためにのみ録音しなければなら

ない。しかし、レコード会社は次の選択権を行使して、何時にも自らの義務を終了する自由がある」。⁽¹²⁾

当該バンドは実質的には、レコーディング及びミュージック・パブリッシング取引に、八年ないし九年の間拘束される可能性があることが規定されており、この期間は、Dillon 裁判官が認めているように、最も収入の可能性が高い期間である。これに対しても、控訴人側の弁護士は、契約期間が長いことの正当化理由として、一枚のレコードがヒットしても、九枚のレコードは失敗に終わるので、レコード会社の収支のバランスを計る必要がある、一枚目のレコードが成功すれば二枚目のも成功する確率が高く、一枚目以降についてもレコード会社が権利を有しないと最初のレコードで成功したうまみを完全には手にすることにはならない、と反論する。⁽¹³⁾

これに対して、Dillon 裁判官は Macaulay 事件⁽¹⁴⁾における Reid 姉の示した定式を採用し、当該契約条項は不公正でありかつ一方的であるとの結論に到達するとともに、「パブリッシング契約の結果として、被控訴人は第一条一項の範囲内にある自らの楽曲を、その作品の世界的な著作権の所有者としてのパブリッシング会社の同意を得ずに演奏することができない。レコード会社が極めて厳しいレコーディング契約の締結しようとする場合に、控訴人にそのような付加的な制限が要求されることの正当化事由は理解できない」とする。

Dillon 裁判官は、当該契約は営業制限法理の適用を受けるとし、Esso 事件⁽¹⁵⁾以降の拡張を強調しつつ、Schroeder 事件⁽¹⁶⁾における Diplock 姉の公序に関する議論に帰つていった。⁽¹⁷⁾

本件ミュージック・パブリッシング契約は、同じように抑圧的であると見なされる条項に基礎を置いており、期間は、最初は一年、二年のオプション権が二つ付されており、計五年とされている。楽曲全体の著作権は、全著作権期間中会社に移転され、作曲者に有利な条項としては、楽曲をプロモートする限定的な義務がパブリシャーに課せられることと、未使用作品の返還が認められる条項、ミュージック・パブリッシング契約に関する以前の判決に基因する条

項等があるが、これらのみのものだけでは契約全体の有効性を維持するには不十分とされたものである。⁽³⁾

Holy Johnson 事件の控訴院判決は、レコード・デイニング契約とパブリシング契約の双方における契約条項に営業制限の法理が適用され、その拘束力を否定するとの判断を下しており、それらの契約条項はこれからも繰り返し使用されねばならぬ予想されるため、その影響は大きいと考えられている。⁽⁴⁾

5 The Stone Roses 事件⁽⁵⁾

The Stones Roses は、一九八五年にマンチャスターで結成されたポップ・グループであり、一九八八年に原告との間のレコード・イン契約とマネージック・パブリッシング契約締結前に（レコード・イン契約は、当初 Zamba Productions Ltd. との間で締結されたが、Silverston が契約譲渡を受けた。）、二つの会社から一枚のレコードをリリースしており、郷里のマンチャスターでは忠実なファンクラブが組織されていたが、両契約契約締結時には無名であった。⁽⁶⁾

The Stones Roses は、契約締結時には Holly Johnson 事件⁽⁷⁾における被告と同じような成長段階にあり、The Stone Roses 事件の事実関係は、Holy Johnson 事件に類似していた。レコード・デイニング契約とパブリシング契約はバックになっていたおり、原告は同一の会社グループに属しており、被告の音楽活動につきレコード・デイニングとパブリシングの双方につき支配権を有していた。契約交渉時における被告らの代理人は、無経験のマネージャーや音楽産業についてほとんど経験の無い弁護士であつた。これに対して、原告らは音楽契約交渉について経験を有していた。The Stones Roses はその後急速に人気を博したが、一九九〇年になると陰りが見え、当事者間で契約上の争いが表面化するに至る。⁽⁸⁾

The Stone Roses 事件では原告会社側が、グループ The Stones Roses の署名したレコード・デイニング契約とパブリ

シングル契約が有効である旨の宣言を求め、差止命令を求めたのに対し、被告側は、当該契約が拘束力を有することを否定し、個々の契約は営業制限における公序に違反しており、拘束力を有さないと主張した。

The Stone Roses 事件で問題となつた契約には、著しく不公平なものが含まれていた。レコーディング契約は、同社の契約領域(territory)において The Stone Roses の録音を単独かつ排他的に使用する権利を有する旨の規定を含んでおり、この契約領域は、世界中に及び、一切の可能なマーケットまで包含される。さらに同グループは、契約期間中は、後に発表する目的で録音可能な場所で演奏することも認められなかつた。

Humphries 裁判官は、最も重要な予備的問題点である、営業制限法理の適用があるかについて、同契約の調査と評価は特定の限定的な状況の下においてのみ可能であるのであり、「無能力者ではない当事者のなした取引の相当性を調査することは、限られた状況の下において行われるに過ぎず、従つて本件においては契約が営業制限の契約であると呼ぶのが相応しくないとするならば、進んで契約条項の調査は生じないことになる」⁽¹⁾とした。Humphries 裁判官は Esso 事件⁽²⁾の Leid 卿の傍論に依拠して、契約の解釈の問題として、当該契約は営業制限である旨判示したが、その主たる理由につき、長年に渡り同グループの営業を制限する可能性があるからであるとするとして、「アーティストが長期間に渡り実質的に大衆との接触を妨げられることができるとするなら、これは制限された契約ではないということは非現実的であると思う」⁽³⁾と述べる。

同バンドが制作するマスター・プレスに関する当事者の立場を強調する条項は、第四条一項と第六条二項である。これらの条項からは、会社側だけが永久に作品を使用することが認めらるのであり、この中にはレコード製造の開始または中断が含まれることになる。第六条二項b号により、同社は、当該契約のカバーする地域のすべてを通じてレコードをリリースするか、配給する積極的義務を有するものではない。第六条二項a号は、The Stone Roses が、マスター

プレスの曲を再録することを禁じるだけでなく、「いかなる形態にせよ」演奏が録音される可能性があるときには、生演奏をすることも禁じている。⁽¹⁵⁾

これらの契約条項から、Humphries 裁判官は、レコードティング契約は営業制限となるものであるとする。

次の問題となるのは、「不相当な」制限であるかという点である。営業制限となる排他的履行を規定するすべての契約が必然的に強行不可能となるものではないからである。

The Stone Roses 事件において Humphries 裁判官は、取引力において優位にあることは、自動的に公正な合意に到達できないことを意味するものではないとして、次のように述べる。すなわち、「契約の交渉を行い、それを締結する当事者間においては、取引力、交渉能力、理解力および代理において著しい不均衡が存在していた。しかしながら、一方当事者が知識及び交渉力において優れたものをもつていたとしても、公平な契約が締結されることは可能である。優位に立つ当事者が誰でも、自らの力誤用して弱い立場の当事者を利用するとは限らない」。⁽¹⁶⁾

それゆえ、交渉時に、経験のあるなしを問わずに法的助言者が存在していたとしても、契約の結果が公正であつたか否かが問題である。経験のある法的助言者がいなかつたことは取引力不均衡の証拠にはなつても、契約が不公正であるかどうかについては決定的なものではない。そのため、裁判所はそれが事実上公正であるかどうかを判断するために契約の内容に立ち入つて判断せざるを得ないことになるとする。⁽¹⁷⁾

営業制限の法理を適用する場合には契約を全体的に観察することが必要であるが、歴史的には、営業制限が正当化されるかどうかを判断するための一要素として、契約の長さが問題とされてきている。本件においては、最初の契約期間に続き、会社側の裁量権の行使により結果的には数年間契約が存続することになつたが、最初の期間（またそれに続く期間）の別の計算方法によると、アメリカにおいて最小限度のレコードティングの約束が果たされた後の九ヶ月

が過れば終了するものとされたが、同社は、アメリカで同グループの作品を発表する義務は何らないので、原告 Silverstone ノーブル会社は期間を無限に延長する事が理論的には可能であった。Humphries 裁判官は「同契約の下においては、Zomba もしくはその譲受人が The Stone Roses を七年間活動できなくなる事は可能であり、七年間も活動できない場合には一九八八年五月二十九日 The Stone Roses のような若いアーティストなどとの不相当ないとある」とある。この点を根拠に、Humphries 裁判官はノーディング契約は拘束力を有しないと判断した。

契約におけるその他の重要な条項について Humphries 裁判官は、簡単な分析を加えるが、同じく一方的であるとする。⁽¹³⁾ 第九条一一項では、Zomba は、グループの意思とは無関係にアーティストに代わって作品署名(product endorsement)をする権限を与えてくる。⁽¹⁴⁾ 第二条一一項による、Zomba は、ノーディングに関するすべての側面について判断をする権限を有しており、「これは、原告による芸術的支配する権限についての注目すべきかつ不公正な宣言であり、これまで聞いたかもしくは読んだ証拠では正当化されない」とする。同裁判官は潜在的な不平等条項、すなわちロイアリティ・レート、無制限の譲渡権について概略を説明し、その後当該契約が完全に一方的であるとすると鑑定証人の見解を受け入れる。⁽¹⁵⁾ 契約条項のうち不公平な部分を分離して、公平な部分については有効とすべきであるとする会社側の主張については、Humphries 裁判官は、「本契約は実質的に The Stone Roses の排他的支配を目的とするものある。かかる場合にも The Stone Roses が限られた機会に演奏するかノーディングする事などを認める新たな契約を創り出すためにすべての義務を切り刻むつもりはない。また、契約条項の定義を取り除くつもりもない」とする。

Humphries 裁判官は、ノーブル・パブリシング契約についても、ノーディング契約などの欠陥を有するもので

はなづか、圧倒されねば起業制限であるとする。⁽¹²⁾

The Stone Roses 事件⁽¹³⁾ 事件により登場し⁽¹⁴⁾ Holly Johnson 事件⁽¹⁵⁾において適用された原理を用いて事案の解決しあふしたものであるが、その辺りで、国際的な地位を確保してこねスーパーが、既存の契約の拘束力を否認する手段として、いかした法理を持ち出した場合にそれが認められるかが問題として残われるに至る。これについての争点が提起されたのが、Michael v. Sony 事件⁽¹⁶⁾である。

[注]

- (1) M.William Krasilovsky, *This Business of Music* rev. and enl. 7th ed.(Billboard, 1995), 鹰根香子・小原恒之・重田樹男・福井健策著【エンタテイメントの歴】H-I-H | 頁237-(小原恒之)及びH-II-H | 頁237-(重田樹男)(七賢出版 1995年)参照。
- (2) “ハーベンカ・ゲッターハーク契約について” Don E.Tomlinson, “Everything That Glitters is Not Gold:Songwriter-Music Publisher Agreements and Disagreements”, 18 Hastings Comm/Ent L.J.85 (1995); 鹰根香子・小原恒之・重田樹男・福井健策著前掲注(1) 畫H | 頁237参照。
- (3) A Schroder Music Publishing Co. v. Macaulay [1974] 3 All ER 616.
- (4) Id. 621-22.
- (5) Elton Hercules John v. Richard Lennon James, Freet Street Reports [1991] 397.
- (6) Id. at 433.
- (7) Holly Johnson [1993] E.M.L.R.61.
- (8) 帯括弧内「ハーベンカ契約について」 Don E.Tomlinson, supra note 2; KM.William & S.Shemel supra note 1 at 184-186.

(9) See G.H.Treitel, *The Law of Contract* 9th ed. pp.412-435 (Sweet & Maxwell 1995).

(10) 雇用契約はいざば、清水金川郎「英法における雇用契約と商業制限の法理」法学論叢第111卷大11〇頁(一九三五年)、
末延川次「雇用契約法に於ける商業制限の特徴」(『英米法の研究』上所収 東京大谷出版会「一九五九年」)、商業譲渡は
いこいば、砂田卓士「Restraint of Trade の概況」(『末延選曆記念』東京大学出版会「一九六一年」)参照。比較的新しい研究として、
横川和博「英國ロイヤル・ローンにおける競争制限的法理の検討述説」明大大学院紀要第一丸(一)(一九八一年)がある。

(11) Nordenfelt v. Maxim Nordenfelt Guns and Ammunition Company (1984), A.C.535.

(12) Esso Petroleum Co.Ltd. v. Harpers Garage (Stourport) Ltd, [1968] AC 269.

(13) [1968] A.C.269 at 300, H.L.

(14) Nordenfelt v. Maxim Nordenfelt Guns and Ammunition Company, (1984) A.C.535.

(15) Id.

(16) A Schroeder Music Publishing Co.Ltd. v. Macaulay, [1974] 1 All ER 171; [1974] 3 All ER 616, [1974] A.C.
1308.

(17) Clifford Davis Management Ltd. v. WEA Records Ltd. [1975] 1 All ER 237(C.A.).

(18) O'Sullivan v. Management Agency and Music Ltd. [1985] QB 428, [1985] 3 All ER 351, [1984] 3 WLR 448.

(19) M.I.Yanger & H.G.Kotler, "Artist/Management Agreements and The English Music Trilogy: Another British Invasion?" 9 Loy. Ent. L.J. 211(1989).

(20) A Schroeder Music Publishing Co.Ltd. v. Macaulay, [1974] 1 All ER 171; [1974] 3 All ER 616, [1974] A.C.
1308.

(21) 以上の事件はイギリスにおける交渉力不均衡の法理の展開においても重要な意義を有するが、上の他の事件を紹介す
るのみ、及川光明「交渉力の不均衡の法理に関する一考察」比較法学第一九卷第一弐四七頁～弐一頁(一九九五年)、笠

井修「イギリス契約法における交渉力の不均衡法理の形成」一橋論叢第八九卷第六号一一八頁～一九頁(一九七八年)が
ある。

- (22) [1974] 3 ALL ER 616, at 618.
- (23) Id. at 621.
- (24) Id. at 619.
- (25) Id.
- (26) Id. at 621.
- (27) Id.
- (28) Id. at 619. Clause 3(a).
- (29) Id. Clause 4.
- (30) Id. Clause 3(b).
- (31) Id. at 620 Clause 10.
- (32) Id. at 620 Clause 15.
- (33) Id. at 619 Clause 8.
- (34) Id.
- (35) Id. Clause 5.
- (36) Id. Clause 6.
- (37) Id. at 622.
- (38) Id. at 623-624.
- (39) Id. at 623 per Lord Diplock.
- (40) Id. at 624.

- (41) Clifford Davis Management Ltd. v. WEA Records Ltd.[1975] 1 All ER 237(C.A.). ジの事案をイギリス法では
々交渉力不均衡の法理の展開の点から見ても、及三光歌謡出版社(株)「黒川H」原～田田原、猪井修前掲注(21)
論文11丸原～111〇原がね。
- (42) A Schroeder Music Publishing Co.Ltd. v. Macaulay, [1974] 1 All ER 171; [1974] 3 All ER 616, [1974] A.C.
1308.
- (43) Supra note 41 at 238.
- (44) Id. at 239.
- (45) Id.
- (46) Id. at 240.
- (47) Esso Petroleum Co.Ltd. v. Harper's Garage(Stourport)Ltd. [1967] 1AllER 699, [1968] AC 269.
- (48) Clifford Davis Management Ltd. v. WEA Records Ltd. [1975] 1 All ER 237(C.A.) at 240.
- (49) Id.
- (50) Id. at 241.
- (51) Id. at 240-241.
- (52) O'Sullivan v. Management Agency and Music Ltd. [1985] QB 428, [1985] 3All ER 351, [1984] 3WLR 448.
- (53) [1985] QB 428, at 453.
- (54) Id. at 457.
- (55) Id.
- (56) Id. at 467.
- (57) Id. at 470.
- (58) Id. at 477.

- (59) Id.
- (60) Lloyds Bank v. Bundy [1975] All ER 757. 〔同事件より〕^{アーティストの権利と音楽出版社との間の契約法における善良心性に課す影響の範囲——デニンの見解を基準として——〕田嶋昭彦著第1回巻第1章――1980年)参考。}
- (61) M.I.Yanover & H.G.Kotler, "Artist/Management Agreements and The English Music Trilogy: Another British Invasion?" 9 Loy.Ent.L.J.211 at 223(1989).
- (62) A Schroeder Music Publishing Co.Ltd. v. Macaulay, [1974] 1 All ER 171; [1974] 3 All ER 616, [1974] A.C. 1308.
- (63) Clifford Davis Management Ltd. v. WEA Records Ltd. [1975] 1 All ER 237(C.A.).
- (64) 本件の特徴は、契約書において取扱権が発生する、いわゆる「付帯権」による保護である。木村「『歌謡契約』における歌謡」と題する長井長年の論文。
- (65) Regal (Hastings) Ltd. v. Gulliver [1967] 2A.C.134
- (66) Phipps v. Boardman [1965] 1All E.R.849(C.A.),aff'd, [1966] 3All E.R.721.
- (67) O'Sullivan v. Management Agency and Music Ltd. [1985] QB 428, at 467-468.
- (68) M.I.Yanover & H.G.Kotler, *supre note* 61 at 224-225.
- (69) [1985] Q.B.428 at 469.
- (70) Id. at 466.
- (71) M.I.Yanover & H.G.Kotler, "Artist/Management Agreements and The English Music Trilogy: Another British Invasion?" 9 Loy.Ent.L.J.225-26.
- (72) Elton Hercules John v. Richard Leon James, Fleet Street Reports [1991] 397, High Court of Justice, Chancery Division, 1982 J.No.15026(Nov.29,1985).
- (73) O'Sullivan v. Management Agency and Music Ltd. [1985] QB 428.

(74) Elton Hercules John v. Richard Leon James, Fleet Street Reports [1991] 397, at 411.

(75) Id. at 403-404.

(76) 原始トーネットは、図1の⁶¹社員マネジメント契約を締結したが、マネジメント・ペガシシング契約を締んでおらず、マネジメント・ペガシシング契約は、最初はトーネットのマネジメントを行つてゐなかつた。

(77) Elton Hercules John v. Richard Leon James, Fleet Street Reports [1991] 397, at 405.

(78) Id. at 411.

(79) Id.

(80) Id. at 414-415.

(81) Id. at 415.

(82) Id.

(83) Id. at 416.

(84) Id. at 419 (Instone v. A Schroeder Music Publishing Co.Ltd. [1974] 1 All ER 171).

(85) Id.

(86) Id. at 428.

(87) Id. at 429.

(88) Id. at 432.

(89) Id. at 433.

(90) Id. at 411.

(91) Id. at 434.

(92) M.I.Yanover & H.G.Kotler, supra note 61, at 229.

- (93) Elton Hercules John v. Richard Leon James, Fleet Street Reports [1991] 397, at 434-435.
- (94) Id. at 439.
- (95) M.I.Yanover & H.G.Kotler, supra note 61 at 229.
- (96) Elton Hercules John v. Richard Leon James, Fleet Street Reports [1991] 397, at 449.
- (97) Id. at 451.
- (98) Id.
- (99) Goldsworth v. Brickell [1987] 1Ch.378.
- (100) V.Nelson, *The Law of Entertainment and Broadcasting* at 75-76(Sweet & Maxwell 1995).
- (101) Elton Hercules John v. Richard Leon James, Fleet Street Reports [1991] 397, at 453.
- (102) Id. at 452-453.
- (103) Id. at 463.
- (104) V.Nelson, supra note 100 at 76.
- (105) Zang Tumb Tuim Records Ltd. & Another v. Holy Johnson, LEXIS ALLCAS file(The Independent 2 August 1989), [1993] EMLR 61, (Court of Appeal(Civil Division) 26 Jul 1989);LEXIS file(Chancery Division (Patent Court)10 Feb.1988).
- (106) A Schroeder Music Publishing Co.Ltd. v. Macaulay, [1974] 1 All ER 171; [1974] 3 All ER 616, [1974] A.C. 1308.
- (107) S.Green & G. Osborn, *Contract and Condition in the Entertainment Industry* 79(Dartmouth 1998).
- (108) LEXIS ALLCAS file(The Independent 2 August 1989).
- (109) Id.
- (110) Id.

- (11) Id.
- (12) Id.
- (13) Id. Clause 2.
- (14) Id.
- (15) Id. Clause 3.
- (16) Id. Clause 13.3.
- (17) Id. Clause 17.12.
- (18) Id. Clause 4.1.
- (19) Id
- (20) Id. Clause 5.
- (21) Id.
- (22) Id. Clause 14.1(b).
- (23) Id. Clause 14.2(a).
- (24) Id. Clause 14.2 (b).
- (25) Id. Clause 14.2(c).
- (26) 1993] E.M.L.R.61 at 72.
- (27) Id. at 73.
- (28) LEXIS ALLCAS file(The Independent 2 August 1989).
- (29) A Schroeder Music Publishing Co.Ltd. v. Macaulay, [1974] 1 All ER 171; [1974] 3 All ER 616, [1974] A.C. 1308.
- (30) LEXIS ALLCAS file(The Independent 2 August 1989).

- (131) Esso Petroleum Co.Ltd. v.Harpers Garage(Stourport) Ltd, [1968] AC 269.
- (132) A Schroeder Music Publishing Co.Ltd. v. Macaulay, [1974] 1 All ER 171; [1974] 3 All ER 616, [1974] A.C. 1308.
- (133) V.Nelson, *supra* note 100 at 55.
- (134) S.Green & G. Osborn, *supra* note 107 at 81.
- (135) Id. at 81-82.
- (136) Silverstone Records Ltd. and Zomba Music Publishers Ltd. v. Mountfield & Others [1993] EMLR 152.
- (137) S.Green & G.Osborn, *supra* note 107 at 82.
- (138) Zang Tumb Tuum Records Ltd. & Another v. Holy Johnson, LEXIS ALLCAS file(The Independent 2 August 1989), [1993] EMLR 61, (Court of Appeal(Civil Division) 26 Jul 1989);LEXIS file (Chancery Division (Patent Court) 10 Feb,1988).
- (139) S.Green & G.Osborn, *supra* note 107 at 82-83.
- (140) [1993] EMLR 152, at 159.
- (141) Esso Petroleum Co.Ltd. v Harper's Garare (Stroutport)Ltd. [1968] AC269.
- (142) [1993] EMLR 152, at 160.
- (143) Id. Clause 4.1.
- (144) Id. at 161. Clause 6.2(b).
- (145) Id. Clause 6.2(a).
- (146) Id. at 163.
- (147) V.Nelson, *supra* note 100 at 55-56.
- (148) [1993] EMLR 152, at 164.

- (149) Id. at 165.
- (150) Id.
- (151) Id.
- (152) Id. at 166. Clause 2.2.
- (153) Id.
- (154) Id. at 168. See G.Steve & O.Guy, supra note 107 at 85-86.
- (155) Id. at 168-170.
- (156) A Schroeder Music Publishing Co.Ltd v. Macaulay, [1974] 1 All ER 171; [1974] 3 All ER 616, [1974] A.C. 1308.
- (157) Zang Tumb Tuim Records Ltd & Another v. Holy Johnson, LEXIS ALLCAS file(The Independent 2 August 1989), [1993] EMLR 61, (Court of Appeal(Civil Division) 26 Jul 1989);LEXIS file (Chancery Division(Patent Court) 10 Feb.1988).
- (158) Panayiotou & others v. Sony Music Entertainment(U.K.)Ltd. [1994] EMLR 245, LEXIS UK (Library) ALL-CAS file.
- II Michael v. Sony 事件⁽¹⁾
- 1 マichael v. Sony 事件は最近注目されて最も関心を集めた事件であるが、高等法院は第一審判決であり、その後和解により争いが解決されたため、先例としての意義は認められないといふ。それにむ闇むづかしく、Michael v. Sony 事件は様々な点で関心を集めており、その重要性は次の点に集約され得る。

(1) 本件以前の事件においては、演奏者が若く、比較的無名であることが共通の要因であった。本件における演奏者は、排他的レコードティング契約に関して、かなり多額の金銭を受領していた。

(2) 裁判所は、レコード会社の「合法的利益(legitimate interest)」が何に相当するかの考察を加えてくる。

(3) ローマ条約八五条における演奏者のサービスの市場に関する定義付けがなされてる⁽³⁾。

Michael v. Sony 事件の事実関係は次のようになつてゐる。

一九八一年三月、シンガーソング・ライターの George Michael とペーネーの Andrew Ridgeley おひなる無名のポップ・グループの Wham! は、レコード会社の Innervision 社との間でレコードティング契約を結んだ(Innervision 契約)。 Innervision 契約においては、10枚以上のアルバムの引渡しと小売価格の8割のロイアリティ支払いが規定されていたが、これは他のアーティストに比べても破格に低い率であった。最初のアルバムが国内売り上げ第一位と成功したたる Wham! とレコード会社との間に争いが生じ、訴訟になつた。そこでは、当該契約は不相当な営業制限であるとの主張がなされた。

Innervision は、英国の主要なレコード会社の一つである被告会社 CBS(UK) との間でライセンス契約を結び、CBS (UK) はその後、一九八八年にソニー・ミュンタテインメント・グループのレコード会社ソニー・ミュージック・エンタテイメント(以下ソニーと略記する)に買収されゆることになった。Innervision 社は、被告会社とは別会社であったが、ライセンス契約の締結によつて Wham! と Innervision 社との間の交渉に影響を及ぼすことになった。

Innervision 契約の事件がトライアルの段階に達する前に、CBS(UK) は当該バンドに有利な条件を提示したため、この訴訟は、裁判外で紛争解決がなされて和解が成立した。その結果、Innervision 契約は解消され、Wham! と被告会社との間で新たな契約が結ばれた(一九八四年契約)。一九八四年契約においては、被告会社がすべてのオプション

権を行使すると、Wham! は八つのアルバムの引渡をしなければならない」となっていた。

一九八四年から一九八六年の間、Wham! の人気は更に高まつたが、一九八六年にグループを解散し、George Michael & Andrew Ridgeley はソロとしての活動を行うことにした。被告会社は、両アーティストに関して「残留メンバ」の選択権行使したため、一九八四年契約は引き続き両者に適用されることになった。

その後、George Michael が国際的に成功し、最初のソロ・アルバム *Faith* が好評を博したのと、Michael の要求で、一九八四年契約は再交渉され、新たに一九八八年契約が結ばれた。一九八八年契約には、原告にとって金銭面では改善された条項が含まれていたが、原告は更に七つのアルバムを CBS(UK) に譲り渡す義務を負っていた。一九八四年契約と異なり、一九八八年の期間は、最長一五年となっていた。⁽⁵⁾

2 一九八八年契約の内容とその後の展開

a 一九八八年契約の主な内容は次のようになつて ⁽⁶⁾いる。

(1) 第二〇一条は Michael 氏が同契約期間中に行つた一切のマスター録音をソニーに売却、移転、及び譲渡する旨を規定している。⁽⁶⁾

(2) 第二〇一a条は、当該マスター録音についてソニーが排他的な権利を有する旨を規定している。⁽⁶⁾

(3) 第二〇一b条の規定によれば、ソニーは、マスター録音に由来するレコード、カセット・テープ及びコンパクト・ディスクの製造、販売及び取引(deal) 「…もしくはそのような製品の販売もしくは取引を妨げる」と…」につき無制限の権限を有する。

(4) 第三条の規定によれば、「最初の契約期間」の継続する合意は、契約期間を延長するにより契約条項を拡張

するとする規定する。⁽²²⁾

(5) 第四・〇一条によれば、George Michael の「最小引渡の約束」は、最初の契約期間において一枚のアルバム、その後の契約期間において一枚のアルバムである。⁽²³⁾

(6) 第六条の規定では、とりわけ、契約署名に際し Michael に百万ドルを支払い、アルバム *Faith*(契約の下で可能な八枚のアルバムの最初のもの)について総額五百萬ドルを支払い、第一アルバムについては三百万ドルを前払いし、さらに第二から第三アルバムについてはそれぞれ二百万ドル以上の支払を行うとしている。⁽²⁴⁾

(7) 第七条は Michael へのロイアリティを規定しており、それは一九八四年契約により既に同氏が受領していたものに比べて高額であった。⁽²⁵⁾

(8) 第一一・〇一条の規定によると、契約期間中にソニーがマスター録音の引渡しから一八〇日以内にアルバムをリースしない場合には、Michael は通知してそのリリースを要求できるし、また、その後のリリースが無い場合には、同契約は自動的に終了するものとする。⁽²⁶⁾

(9) 第一五・一四条は次のように規定している。「…いかなる場合でも、その条項は本パラグラフの規定により最初から一五年以上は継続しないものとする」。⁽²⁷⁾

スヌープ・スターと同列に扱おうとするものであった。ステー・スターの成功により、一九九〇年に同契約の金銭面での再交渉が行われたが、それは、原告をソニーのアメリカの

一九九〇年七月、原告はソロ・アーティストとしての第一アルバム *Listen Without Prejudice Volume I* を発表したが、前のアルバムに比べて売り上げ数は伸びなかつた。Michael は、ソニーが CBS(UK) を買収以降、自分の取扱方法に不満を抱くようになり、一九九八年契約から離脱する方法を考えるようになつた。Michael の不満は、金銭的

な不平等ではなく、ソニーが自分の新しい音楽スタイルを好ましいと思わないで、自分のアルバムを適時に発表しなかつたと思ったからであり、芸術的活動の自由を獲得することがその動機であった。

「…私は、*Faith* のプロモーション(特に、生演奏とビデオ)は、私のイメージを若い女性の聴衆を集める若者であるとすることを助長するものであり、しかもこのような認識は大人の聴衆が客観的に聞くことを遠ざける可能性があると思っていた。それゆえ、自分の身体的なイメージをレコードのマーケティングとプロモーションから、少なくも予見できる将来の間は遠ざけようと決意した。長期的には、自分に合った聴衆と接することができるようにはしていった」。⁽¹⁸⁾

一九九二年一月一四日、原告は弁護士から、一九八八年契約は不相当な取引制限であるとして強制力を有しない旨の助言を貰った。同月二〇日、原告の経理係が同契約に基づき前払いを要請する手紙を被告に送つたが、同年八月、この前払い金は被告会社に返金され、同年一〇月に訴えが提起された。

b George Michael 側とソニー側の主張

writ による George Michael 側の主張は、次のようなものである。⁽¹⁹⁾

(a) 一九八八年に締結されたソニーとのレコード契約(後に改訂された)は、不相当な営業制限であり、無効であつて、強制力を有しないとの確認判決を求める。

(b) また、同契約は、ローマ条約第八五条二項により無効である。

これに対するソニー側の主張は、次のようになつてゐる。⁽²⁰⁾

- (a) 同契約は、法律問題として、営業制限を行ふものではない。
- (b) 最初の契約は数回協議されたものであり、最終的な合意は当事者間における法的紛争の和解案として受け取ら

れるべきであり、拘束力を有することができるべきである。

契約期間中に、George Michael は八つのアルバムを引き渡す義務があるかどうかが問題とされた。ソニーが主張したのは、演奏者のレコードティングに関する役務提供の排他性である。この排他性は、演奏者を特定のレコード会社にレコード人生すべてを縛り付けてしまう効果をもたらすものである。創造的役務に関する長期的な合意は、映画産業等においても見られるが、芸術的な支配としたレコード契約が長期間に継続することには独特なものがある。レコード会社がこの排他性を主張するのは、アーティストのレコード活動の開始時には多額の投資が必要であり、そこにはリスクも伴い、アーティストが地位を確立するには、二二ないし三三のアルバムが必要であり、長期的な排他性を必要とするとする。⁽²¹⁾

3 高等法院 Parker 裁判官の判決

高等法院 Parker 裁判官は、原告の請求棄却する旨の判決を下した。

Parker 裁判官は、営業制限法理の適用は一段階に分かれるとする。⁽²²⁾ 第一段階は、いかなる合意が同法理の適用を受け得るに適切であるかであり、Parker 裁判官は、消極的基準を採用している。すなわち、「すべての状況において、同法理の適用を排除するだけの十分な理由が存在するか」であるとする。

(1) 公序 (Public Policy) について

一九八八年の契約は、一九八四年契約を改定したもので、新たな契約ではなく、George Michael & Inner Vision との和解であり、専門家の助言の下、George Michael の自由意思で行ったもので、ふたん成立したものを後から問題とするのは、公序に反するといはざるべく。⁽²³⁾ Binder v. Alachouzons 事件⁽²⁴⁾ Colchester Borough Council v.

Smith 事件⁽²⁵⁾によると、和解を後に問題としないことは明らかに公序にかなうことであり、和解による紛争解決は最終的なものでなければならぬとされた。

Parker 裁判官は、Michael が一九八四年契約は強行可能であると考えていたことを基礎として判断しているが、重要な点は、一九八八年契約から法的手続きの和解である一九八四年取引に遡るかどうかである。被告側の主張によれば、この和解が問題視されることを予防する点において、公序の議論があるとする。これは裁判所の支持を得た仮説であり、次のように述べる。

「1 訴訟における紛争解決を支持する公序が存在する。

2 裁判もしくは仲裁判断によるか、または当事者間のものが最終的なものとして扱われる和解によるかは問わず、紛争処理を支持する公序が存在する。

3 判決、賠償金、もしくは当事者間の和解により明らかに解決済みの争点につき、蒸し返すこと、もしくは再度訴訟の対象とすることに抵抗する公の利益が存在する。

4 1ないし3の再定式化として、紛争が生じて当事者間の和解によりそれらの紛争が解決された場合に、公序は、その和解に進んで効果を与えるのであり、また和解により解決する事が意図された、同一のもしくは類似の争点を当事者が復活させることを拒もうとする⁽²⁶⁾のである」。

また、「優先して考慮すべき」とは、原告が和解自体は営業制限であると主張して、営業制限の和解の争点につき挑戦することが自由であるとすると、営業制限の争点は、新しい合意の代替物により和解されることはないと思われる。当事者が新しい合意の代替物を含まない何らかの方法で争点につき和解することができないとすると、好むと好まざるとに関わらず、争点につき判決に至るまで訴訟するしかないとなる⁽²⁷⁾とする。

この見解は、和解契約を支持する公序を基礎とするもので、次のような問題がないわけではない。⁽²⁸⁾

① Parker 裁判官は、強行可能な一九八四年契約が再交渉された一九八八年契約は営業制限の法理の範囲内であるとする。これは、変化が原告側にとって広範囲なものではなく一般的なものでは無いとしてもあるとする。しかし、裁判所がこの変更された契約が強行可能であるかを探求し、それが法律行為である和解により生み出されたものであるかを問題とするものではないことは奇妙である。

② 同裁判官は、以前の事件において大きな特徴であつたポップ・アーティストの不安定な立場を無視する。大部分の者の脆弱な性質と活動できる期間が限定されていることを前提とすると、訴訟に訴えることは明らかに劇的なステップになるであろう。訴訟を提起することは、Wham! が売れている時にマーケットから排除することにより完全に無いものとすることができたかもしれないからである。

そもそも、「ポップ・レコードの需要は、高度に気まぐれであり、かつ予測がつかず、顧客があるレベルを他のものより好む」という意味において、『ブランド忠誠心』は実質的には存在しない。流行はめまぐるしく変化し、ある月には高い需要がある製品が、翌月には需要面において劇的に落ち込むことになる⁽²⁹⁾」とされている。

(2) Parker 裁判官の見解によると、契約に挑戦しようとするバンドは、契約が営業制限であるか否かについての裁判所の判断を求める必要があるとする。

Parker 裁判官は、一九八八年契約を公序を理由に精査することを排除しているが、「公序についての私の結論が誤っているとするならば⁽³⁰⁾」として、契約条項が正当化されるかにつき考察している。同裁判官は Nordenfelt 事件ににおける二段階について言及しており、同契約に営業制限法理が適用されるとすると、①同契約が当事者の利益において相当であるかどうか、②同契約が公の利益に照らして正当化されるかが問題とされなければならない。

Parker 裁判官は、Michael は既に公序の問題について請求を退けられるべきであるとするが、営業制限の問題についても言及し、一九八八年契約の条項は相当であり、かつ公正であるので、不相当な営業制限ではないと結論づける。

Parker 裁判官は、同契約の条項が公正なものであるかを判断するにつき、Michael 側の法律顧問が述べた「すべて交渉は異なつて ⁽²²⁾いる」とする見解を承認している。同裁判官によると、ソニー側の行つた様々な主張は、ソニー以外のレコード会社の契約に比べて、Michael の契約は公正なものであるとする。

同裁判官は、Michael が一九八八年契約につき、「完全無欠のレコードティング契約を引き合ひに出して」⁽²³⁾判断する」とを裁判所に要求しているにつき、次のように批判している。

① Michael は、契約締結時に既にスーパー・スターであり、若年の、経験のなアーティスティが、チャンスとばかりに前後の見境なく代理人に依らずに署名したというような状況ではない。イギリスの裁判所は、レコード会社とその弁護士がアーティストの純真などころを利用しており、根本的に不公平であると感じた契約を取り消すのに積極的な姿勢を見せておる。しかし、Michael は再交渉の時に最も有能なエンタテイメントの弁護士を通じて交渉しているのであり、このモデルには入らないとされた。⁽²⁴⁾

② 一九八八年契約は一九八四年契約に基づくものであり、営業制限を根拠として一九八八年契約を問題とする」とは妨げられる。一九八四年契約は、Intervention を相手取つて Michael は起こしていた営業制限訴訟の和解による解決がなされたものであり、Michael は一九八四年契約に同意するにより CBS(UK) に対するとした主張を既に解決しており、新しい形態の一九八八年契約において、ソニーを相手取つて営業制限の主張をすることはできない旨判示した。⁽²⁵⁾

(3) ソニーは、数回に渡り Michael の契約再交渉により誠意を示してゐる。ソニーは、Michael の要求に応えて前払いを行つてゐる。一九九〇年にソニーとの契約再交渉に成功した後は、Michael は弁護士から契約が不相当な営業制限の可能性があると告げられた。それにも関わらず、Michael は百万ドルの前払いを要求し、ソニーは支払いを行つた。六ヶ月後⁽³³⁾、Michael は取扱った百ドルを返還したが、裁判官は、回金額の受領はソニーとの契約を確認したものと判示した。

4 Michael v. Sony 事件における最初の契約と類似してゐる Holly Johnson 事件⁽³⁴⁾と The Stone Roses 事件⁽³⁵⁾においては、契約からの離脱が認められ、両事件ともに裁判所は、会社側が強い立場を利用しておらず、結果として不公平な契約であるとしている。Holly Johnson 事件はノマーク・ハング契約に営業制限の法理が適用されることが明らかにしており、本件は Holly Johnson 事件と The Stone Roses 事件を踏襲していると考えられるので、唯一の問題点は契約条項が正当化されるかであるが、しかし、原告側にとっての重要な問題点は、最初の Innervision 契約以降の交渉のあり方であつた。⁽³⁶⁾ Michael v. Sony 事件とそれとの事件との相違点としては、Michael v. Sony 事件では、最初の契約紛争を裁判外で解決し、その後再交渉し、一九八四年に CBS(UK) との間で契約を締結してゐるのであつて、Michael v. Sony 事件は、和解と再交渉によつて、Michael は営業制限はなかつたことを確認する裁判示してゐる。その再交渉は常に、一九八一年契約に遡るものであつたといふのがである。

高等法院判決は、最初の一九八一年の契約署名時において Michael が実際には無経験な若者であつた事実を無視してゐる。後の契約はすべて Innervision との間の最初の Innervision 契約に拘束されていたのであり、その契約は、Wham! と Michael によって著しく不利な取引であつた。後の契約交渉により、Michael の立場は改善されるに

とになつたたが、契約改定によつても契約を公平なレベルにまで高めるにはなかなか、Michael の代理人はいざれの交渉においても数多くの譲歩を獲得することができただけであつた。⁽⁴⁰⁾ Sony v. Michael 事件が伝えるメッセー⁽⁴¹⁾ジは、Michael はスーパースターであり、恐らく営業制限はなかつたであらへどもかねじりであつた。このことは不相⁽⁴²⁾当な推測ではないとしても、実際に営業制限があつたかという問題を避けるものである。裁判所はソニーが契約再交渉において誠意を見せたとしているが、ソニーが四つの契約中の最後の契約にのみ関与するものであつたことを議論してゐない。⁽⁴³⁾ すなわち、Michael の最初の契約は、一九八一年に CBS(UK) の子会社 Innervision との間のもので、同社との間の一九八四年契約は和解の結果生まれ、一九八八年の再交渉は同社との間で行われ、ソニーは、同社と Michael の契約を買収したという事情である。

Michael はソニー・コードを大会社であり、それと関係を有するなどを誇りに思つていたが、ソニーの買収によ⁽⁴⁴⁾り明らかに失望するところになつた。高等法院は、Michael のプロとしての活動の大部分はソニーと関係するものではないことを無視してゐる。彼は、CBS(UK) と契約し、その後突然、自分の意思とは無関係に、自分の意に添わず、しかも一度として働くことに同意したことのないソニーとの間で十五年の契約に拘束されることになつたものである。このことは Michael を契約に拘束する際に考慮すべきことであつたようと思われる。訴訟当事者の一方が契約の元々の当事者ではない場合には契約の拘束力を否定することに裁判所は寛大でありうる。

Michael はソニーのために二度と録音しないと断言しているので、裁判官は、Michael は本質的にソニーのためにのみ録音するといつてゐるのであり、このことは特定の使用者以外のものから生活の糧を得るなどを禁ずることと同義であるといえる。

5 契約が非良心的であるとする主張

a まず、George Michael はコモン・ロー上当該契約が非良心的で拘束力を有しないと主張しており、エクイティ上の主張をしているのではないことに留意する必要がある。エクイティの領域においては、会社側が倫理的に非難されるべきやり方で行動したことにより不公平な利益を得たことが立証されなければならないとされている。⁽⁴⁵⁾ 従つて、コモン・ロー領域においては、ソニーが非良心的に行動したか、倫理的に非難されるべき方法により行動したかを調査する必要はないことになる。

同裁判所は、一九八八年契約が取引制限法理上問題となるか、もしそうだとすると一九八八年契約の条項は Nordenfelt 事件⁽⁴⁶⁾において示された基準に照らして正当化されるか否かについての判断を行つた。Nordenfelt 事件の基準は、個々の事件の個別的事実に基づくものであるが、ESSO 事件⁽⁴⁷⁾においては一般的な指針が設定された。それらのものは、調査する必要性がある。例えば、制限を考慮することが関連性を有し、もつと低いレベルでは、取引力の不均衡がそれである。また、契約成立後の制限も考慮に入れなければならず、定型契約書が用いられていたか、紛争の一切の状況を含めて問題とされる必要がある。しかし、原告が契約は強制力を有しないと主張する動機は重要ではない。同事件は、営業制限法理は、可能な限り自由貿易の政策を確実にすることに関するものであるとされたので、契約がその政策と抵触するような場合には、適用される基準は主に相当性のそれということになる。

Parker 裁判官は、Nordenfelt 事件⁽⁴⁸⁾において明らかにされた基準に拘束され、それを採用した。そのアプローチとして、次のように明らかにする。「…裁判所の正しいアプローチは、裁判所で争われている契約が、（通常の用法において）営業制限であるとする、一切の状況において同契約から同法理の摘要を排除しようとする十分な根拠が存在するか否かである。…そのような根拠が存在しない場合には、同契約は同法理を引きつけることにはならない」。⁽⁴⁹⁾

のことから、営業制限が見つかると、相当性の基準が適用されるとする推定が働くことになる。この基準を一九八八年契約に適用すると、同裁判官の最初の結論は George Michael に有利なものであった。同裁判官は次のように述べる。

「(一) 一九八四年契約と一九八八年契約の) それぞれの契約条項に関し、Esso 事件において Wilberforce 卿が言及した広い一般的な意味における表現を用いると、営業制限が含まれていることは明らかである。それらが今度は営業制限の法理を引きつける契約を意味する専門用語としてその表現を用いて、『営業制限』であるかどうかは、Esso 事件を先例とするべく私が関与している一般的なタイプの契約が・・・営業制限法理の下において正当化の必要性を免じられると言ふことができるか分からぬ。特に、今日、この種のレコーディング契約が商的もしくは契約上の承認されかつ通常行われているものになつてゐると言えるようには思われない」⁽⁵⁹⁾。

b こうした Michael 氏側の営業制限の主張にもかかわらず、ソニーは、公序を理由に「相当性」の基準のもつ厳格さを一九八八年契約から排除することに成功した。ソニー側の主張によれば、一九八八年契約は一九八四年契約の再交渉の結果であり、一九八四年契約は和解の性質を有するものであり、当事者間の紛争の善意の和解を支持する公序が存在しているので、再交渉や和解が停止してしまうのと同一もしくは類似した効果をもつ争点を Michael に復活させねば」とを認めるのは、公序に反するであろうとする。⁽⁶⁰⁾

Michael v. Sony 事件における公序の役割は、営業制限が当事者間で相当なものと認定されると、第二の相当性の基準を提供することではなく、むしろその効果は、一九八八年契約が第一の相当性の計算法に従うことを排除することである。従つて、一九八八年契約が Nordenfelt 事件の基準をパスしたかどうかを、裁判所が考査することは厳密には不必要であった。⁽⁶¹⁾

George Michael は、制限の不相当性についての主張の根拠として、次の点において取引力の不平等が存在したとする。(1)一九八八年契約に至る重要な時に、Michael は以前の契約に拘束されると考えていた。(2)主要なレコード会社は、アーティストに提示した取引、ロイアリティの率、必要な最低限のアルバム数において、真摯に競争するところとなかった、とする点を上げる。

Parker 裁判官は、再交渉において何らかの取引力の不均衡が存在していたといわぬをえない」とを認めている。けだし、演奏者は他方当事者に対して既に契約上拘束されているからであるとする。「再交渉においてアーティストは、契約上の結びつきから自由なオープン市場において交渉している場合には、そうやあると思われるのと全く同一の様で取り扱われるのを期待する」とはできない。アーティストは既に既存のレコードティング契約に拘束されているという事実をある程度は考えに入れなければならない」。⁽⁵³⁾

第二の点については、「…レコードティング契約の交渉は、比較的小さな専門家集団の手に委ねられる傾向にある」とする。

一九八八年契約はソニーの利益を適切に擁護するのに必要な範囲を超えていたか、George Michael は同契約において生ずる利益により制限されることに対する賠償されることになったのかという問題については、一九八八年契約はソニーが同契約の期間中のマスター録音に関する Michael のすべての成果を購入する契約を結んでいた点において排他的な供給契約に類似しており、そのためソニーは、マスター録音についての一切の著作権を獲得する点において、同裁判官が「売り込みの排他性」と呼んでいるものを得ているともされる。⁽⁵⁴⁾

供給の排他性に関しては、Parker 裁判官は考慮すべき要因として、契約において「制限的な」約束をするのに対しで約束者が受け取ったコンシダレイションを挙げる。

「Schorededer 事件において、Diplock 卿が定式化した『公平の基準』の要素は、制限が、『同契約の下において約束者に確保される利益に対応する』ものである」とが思い出される。・・・本件において、一九八八年契約の下における Michael 氏の金銭的条件は、とりわけ、同契約継続中のマスター録音の成果の成果に関する排他性に対するソニーの権限を反映するものである^(註)。プロモーションの排他性に関しては、同裁判官は、真の可能性として、ソニーがアルバムをプロモウトする^(註)だけでなく形式的にリリースする手段を行つたにすぎないとする予測を排除し、「ソニーの商的利益は Michael 氏の録音を完全に売り込むする^(註)」とされた・・一九八八年一月四日の状況として、ソニーは事实上 (Michael 氏の録音を) 引き出しに入れ、そのままにしておく真の危険が存在した、という考えは私の判断においてはありそ^(註)うもない」とである^(註)とする。

Parker 裁判官はわいに、次のように述べている。

「著作権の完全な売却と移転を理由として発生する排他的なプロモウトが當業制限として類別されることについて理解するのは困難である。・・・財産権の売却と移転は優れて取引の問題である。財産権の完全な売却を阻止する何らかの公序に基づく利益が存在するという命題は、明らかに支持し得ないようと思われる」。

契約の継続性に関して、George Michael 側が、ソニーはオプション権行使拒絶により契約を終了^(註)する^(註)ことができるが、自分の側にはそのような権限がないとする主張につき、同裁判官は、「アーティストが成功しない場合には、レコード会社はオプション権の行使を拒み、両者の関係は終了する^(註)」となるであろう。アーティストが現実に勝利する場合に限り、契約は最も長い期間継続することになる。かくして、アーティストが契約期間拘束されると、その関係はいずれかの側に商的に成功することになるのは事実上^(註)不可避である」とする被告側弁護士の主張を採用し、「従つて、一九八八年契約がずっと効力を有するとする^(註) Michael 氏は何らかの金銭的もしくは商的な困難に遭遇

すなむと述べる」とはであるものではない。逆も真実である」⁽³⁹⁾ とする。

c 「相当性」に関する結論

Parker 裁判官の結論は、事実認定にも関わらず、営業制限の法理は一九八八年契約に適用されるとしても、同契約により課せられる制限は相当であり、それは一九八四年契約に由来する既存の制限に基づいていることを考慮に入れないとしてもそうであるとする。

「上記の要因を考慮に入れ、一九八八年契約を全体として読み、かつそこに含まれる制限の累積的な効果を考慮に入れて、——また署名時のような周囲の状況においてそうすると、その条項は正当化されるとの結論に到達する」となる。別の言い方をすれば、・・・一九八八年契約の一切の条項を考慮に入れると、そこに含まれる制限は、ソニーの合法的な利益を保護するのに必要であり、かつ同契約において Michael 氏に確保される利益と等しいとするのが相当である」⁽⁴⁰⁾。

一切の営業制限事件に関して、Geroge Michael 事件はかなりの程度事実に調和されている。特に、問題となつている契約は既存の契約の再交渉であるとする事実は重要であることが証明されている。事件において特に重要なことが証明された要因につき取り組む際には、Parker 裁判官は次のような結論に達している。

「本件事件の事実関係においては、次のことにとりわけ留意しておこう」とが必要である。すなむち、一九八八年契約はそれ以前の契約の再交渉であり、一九八八年の1月までは Michael は既にアーティストとしての地位を確立しており、彼のアルバム *Faith* についてソロのアーティストとして商業的に大成功を治めたところであり、Michael 氏の再交渉の目的は『他のスーパースターと』肩を並べることであり、一九八八年契約に現わされている再交渉の本質は、追加作品(すなむちより多くのアルバム)と交換に、Michael 氏の金銭的条件を実質的に改善することであった」⁽⁴¹⁾。

一九八八年契約の条項（実際には一九八四年契約を含む）は、指導的判例である ESSO 事件において明らかにされ、その原理は音楽産業の記念碑的事件である Schroeder 事件⁽⁴²⁾において更に育まれることになった取引制限を含むこととは明らかである旨判示した。そのような制限には、契約の排他性と期間とが含まれることになる。

一九八八年契約条項の検討により特に問題となつたのが、期間、ソニーが元になる録音を所有していた事実、その著作権、ソニーがアーティストに対して行使できた支配権、録音に対するソニーの権利の譲渡可能性、ソニーがマスターをプロモートする義務を負うとされたものの欠如、受領した報酬等である。

要約すると、一九八八年契約の下において、George Michael は、一五年の可能な期間内に八つのアルバムを引き渡す義務を負つており、さらにそれらのアルバムに収録された録音についての著作権をソニーに引き渡す義務を負つていたが、Paker 裁判官は、George Michael が多額の報酬を受け取つたとするし、これらの一切の契約条項は正当化されるものと考えた。一九八八年契約が一九八四年契約の再交渉したものであり、そのような再交渉により、ソニーに対しても更にアルバムに対するオプション権を付与するとの交換に、George Michael に著しく有利な条項を規定するものであることを考慮に入れ、ソニーの提示した条項は George Michael に付与された利益に匹敵するものである旨判示された。

6 エクイティ上の抗弁について

一九八八年契約の条項が相当であるとした裁判官の意見が誤りであつたとしても、Parker 裁判官は、ソニーの主張するエクイティ上の抗弁により、George Michael は勝訴することはなかつたであろうと判示した。⁽⁴³⁾ ソニー側の主張は、George Michael が行為と行動により一九八八年契約を確認し、黙従したことに基づけば、一九八八年契約を強

制力なしとして取り扱うことは正当ではないといふものであった。

ソニーは、この主張を補強するため、George Michael が再交渉過程を廻り、肝心な時には法律専門家の助言を得る手段を有していましたし、実際にそうしたことがなされたとした。そのため、ソニーは George Michael の要求に答えて一九八八年契約に基づき様々な形で多額の金銭を前払いする」とに同意した。また、録音されていない第三のアルバムについて George Michael が前払いを要求したことは、同氏が一九八八年契約を確認したことを意味しているとしたが、特にそのような時に、営業制限を根拠に一九八八年契約に挑戦する」とがであるとの助言を直前に受けたのは問題であるとする。⁽⁶²⁾

George Michael はまた、一九八八年契約を覆す」とは正当ではないとするソニー側のエクイティ上の抗弁に挑戦するために、反エクイティを提示した。⁽⁶³⁾ George Michael の主張では、契約関係にあつた間、ソニーの態度は不公正なものであつたとした。特に、ソニーは *Listen Without Prejudice Volume I* を適切に宣伝・販売する」とを故意に怠つたのであり、その理由は George Michael がやねに関する「ロヨーン」⁽⁶⁴⁾へ・シド・オニ出演する」とを拒んだからとした。証拠から、George Michael の反論は、一九八八年契約が George Michael による確認され黙認されたとするソニー側の主張を覆すのを、十分ではないと判断された。⁽⁶⁵⁾

7 ローマ条約 (EC 条約) 第八五条の問題⁽⁶⁶⁾

Michael 側は、また、ソニーに対する主張として、一九八八年契約はローマ条約 (EC 条約) 第八五条一項に違反すぬものであり、同条約第八五条二項により自動的に無効になるとする。この主張が認められて一九八八年契約が無効とされるべく、その下でなされた録音の著作権は Michael 側に返還される事となる。一九八八年契約に同条約第八

五条が適用されるに至つたの立証責任は Michael 側にある。

同条約八五条は次のようになつてゐる。

「一 以下のものは共同市場に相容れないものとする。加盟国官の貿易に影響を及ぼすおそれがあり、かつ、共同市場内における競争の妨害、制限または歪曲を目的または効果として有する企業間のすべての協定、企業団体によるすべての決定およびすべての共同行為で、

(a) 購入価格または販売価格その他の取引条件を直接または間接に設定する」と、

(b) 生産、市場、技術開発または投資を制限または規制する」と、

(c) 市場または供給源を割り当てる」と、

(d) 他の取引当事者に関する、同等の取引に異なる条件を適用する」とにより、競争上不利な立場に立つたと、

(e) 補充的または契約と直接関係のない義務の受諾を契約締結の条件とする」と。

二 本条により禁止されるすべての契約または決定は自動的に無効とされるものとする」⁽³⁾。

Parker 裁判官は同条約第八五条において「示されている要件について順次考察を加え、それぞれにつれて Michael 側の敗訴の判断を行つてゐる。証拠面において、同条約第八五条に特に関連するものは見あたらない」とある。

同裁判官は、同条約第八五条一項の適用要件について判断する前提として、同条項の適用を一定程度制限するとする、(1)合理性の基準('rule of reason')、(2)「法律は些事を顧みない」ルール('de minimis rule')、(3)知的財産権に関する同条約第二二二一条⁽⁴⁾の三つの要件について言及している。

(1) 合理性の基準⁽⁵⁾の概念は、Technique Miniere 事件⁽⁶⁾に由来するものであり、裁判所は一方における単一市場における自由競争の維持の必要性と他方における競争に関する制限を含むが全般的に競争的効果を有する合意を維持

するのが望ましい」とにつきバランスを計らなければならないとするものである。⁽²²⁾

(2) 「法律は此事を顧みない」ルール Parker 裁判官は Volk v. Vervaecke 事件⁽²³⁾の先例を言及しているが、そこでは加盟国間の取引に影響を与え、かつ EU 域内における競争をかなりの程度において制限し、制約し、または歪める蓋然性があることを裁判所が認めない限り、契約が同条約第八五条一項に違反するものと判示されることはないとする。⁽²⁴⁾

(3) ローマ条約第二二二一条に規定する知的財産権 同条約第二二二一条は、同条約は「財産権を支配する加盟国ルールをいかなる形でも損なうことはないものとする」⁽²⁵⁾としている。著作権は財産権であり、同条の適用を受けることになるが、EC 法は、EC 競争法の対象ではない知的財産権の存在とその対象である知的財産権の行使を区別している。Parker 裁判官は、一九八八年契約は著作権の行使に関するものであることにつき納得しなかつたが、George Michael からソニーへのレコード・ティング権の譲渡に関する事件で、著作権の存在に関するものであり、EC 法は関連がなく、同条約二二二一条により当該契約は同条約八五条一項の適用を免れるとする。⁽²⁶⁾

ローマ条約第八五条一項適用に関する要件としては、次のものが挙げられるとする。

(1) 契約は、「企業間」のものでなければならない。⁽²⁷⁾

(2) 企業間の契約が加盟国間の取引に影響を与えるものでなければならないといふが、Consten v. Grunding 事件⁽²⁸⁾が引用されている。「特に重要なことは、当該契約が、国家間の单一市場の目的を害するような態様にて、加盟国間の自由貿易につき、直接的または間接的な、現実的または潜在的な脅威となつてゐるかどうかである」⁽²⁹⁾。

(3) 企業間の契約が、「単一市場における競争制限もしくは歪めることの防止」をその目的として含んでいなければならぬ。⁽³⁰⁾同裁判官は、一九八八年契約の目的は次のものと交換に George Michael の作成したマスター録音をソ

ニーが獲得することを規定することであつた。すなわち、ソニーが大衆への販売を目的としてマスター録音に由来する録音を作成し、その録音を配布し、推奨し、市場に出すことを可能にすることを可能にするために、George Michael が受け取ることができる、ロイアリティ、前払金、およびその他の利益と交換にするものであるとし、一九八八年契約は反競争的ではないと結論する。⁽²²⁾

(4) ローマ条約第八五条一項は、同契約が「单一市場における競争の制限もしくは歪曲かの防止を実行する」ことを要求する。同裁判官は、Petrofina v. Commission 事件⁽²³⁾を以下の先例として引用した。すなわち、契約の反競争的性質は、それがない場合に生じるであろう競争を参照して判断され、競争的効果があるかどうかを判断するには、類似の契約の存在を含めてすべての関連する事実と状況を考慮しなければならないとする。同裁判官は、一九八八年契約の効果を独立して判断することは難しいとし、両者が一九八八年契約を締結する直前の契約上の関係を考察することが必要であるとする。

Parker 裁判官は、本件におけるローマ条約第八五条の適用につき次のように述べる。

「(George Michael) は、イギリス法の下における一九八四年契約の妥当性、強行可能性、もしくはその反対について、何らの積極的な根拠を示すこと、もしくは一九八四年契約が第八五条一項に違反すると主張することも選ばなかつた。私の考えでは、これは、八五条問題に関する Lever 氏の議論全体に関する根本的欠陥であると思う」⁽²⁴⁾。

「それゆえ、一九八四年契約をイギリス法の下において強行可能であり、第八五条一項に反するものであるとする」とにより、「一九八八年契約が関連する市場における競争にいかなる効果を有するかを理解することは困難である」とする。さらに続けて Parker 裁判官は、「原告が共同市場全体に渡る市場を立証し、原告が加盟国間の取引に及ぼす影響が「感知できる効果」であるかどうかについて立証していると仮定すると、「一九八八年契約により Michael 氏の

マスター録音に由来するレコードの制作・配布についての支配権を有しているのはソニーであってその他のレコード会社ではないという单なる事実は、第八五条一項の下での加盟国間におけるそれらのレコードないしはポップレコード全般に関わる取引に何らかの影響を生じることはない」⁽⁵⁹⁾とする。

この問題につき同裁判官は、「何らかの形で加盟国における一貫した取り扱いを立証するためには、流通に関するソニーの取り決めを少なくとも調べるために専門家証人が要求されであろうとする」⁽⁶⁰⁾。

ローマ条約第八五条についての Parker 裁判官が判示したところを概観すると次のようになる。一九八八年契約は「加盟国間の貿易に影響を及ぼしては」ならないし、「共同市場内における競争の妨害、制限または歪曲を目的または効果として有する」ものではない。加盟国間貿易については、イギリスの音楽アーティストの活動する市場は純粹に国内的なものであり、加盟国間貿易が影響される可能性は少ない。さらに、一九八四年契約が問題とされておらず、それゆえ有効かつ強行可能であることを前提とすると、一九八八年契約の署名がなされた直前における市場の状況に適用される効力を有することはないとした。一九八八年契約が反競争的「目的または効果」を有するかという問題については、Paker 裁判官は、同契約の目的は親競争的であり、同契約の有害な効果は立証されていないとし、第八五条の一切の要素が立証されたとしても、第二二二条と結びつけられた知的財産権に関する共同体法の取扱いは、第八五条二項により一九八八年契約は無効されることはない旨判示したのである。

8 Michael v. Sony 事件判決に対する評価

同事件判決は第一審判決であり、音楽産業における契約一般の領域を取り扱う控訴院判決、貴族院判決が数多く存在するので、その先例的な価値は必ずしも高くないということができる。⁽⁶¹⁾

Schroeder 事件⁽⁴⁾や Holly Johnson 事件⁽⁵⁾において、レコードティング契約は営業制限であると判示されたが、それらの判断を支持する重要な要素は、排他的な契約期間であり、それぞれの期間は一九八八年契約に比べて短いものであった。最長一五年という一九八八年契約の期間を正当化するものは、ソニーが自ら行つた多額の出資を保護することができるようするために必要であるとすることを根拠とするものであったが、一九八八年契約の最長存続期間は、定期的かつ短い周期で George Michael 「自身がアルバムを出す」とにより緩和する」とが可能であった。

George Michael のアルバムに関するソニーのリリースの約束と義務は、George Michael にとってあまり重要なものではないが、契約の規定では、イギリスにおいてアルバムがリリースされなかつた時には、彼は契約を解消し、また一定の場合には、第三者のライセンスを通じて別の主要な地域でリリースすることを要求することができた。

これらの点において、Schroeder 事件や Holly Johnson 事件⁽⁶⁾、The Stone Roses 事件⁽⁷⁾はリリースするレコードのラベルについて何らの義務も存在しなかつたし、同契約の排他的期間に長めについて何らの制限も存在しなかつたので、本件と区別することができる。

9 アメリカにおけるミュージック契約

アメリカにおいてはミュージック契約に関する事件はイギリスに比べ格段に少ない。その明確な理由ははつきりしていないが、アメリカのエンタテイメント産業における音楽部門の占める割合はかなり高く、映画産業において純利益方式による利益分配条項に非良心性法理の適用されることが明らかにされたことから、ミュージック契約についても同様の解決が模索されると、今後はイギリスと同じような現象が生じることが予想される。

もともとアメリカにおいて、ソングライター契約の拘束力が否認された事例がないわけではない。M. Witmark &

Sons v. Peters 事件⁽²⁸⁾では、当該ソングライター契約が五年間、ソングライターは作曲したすべての楽曲をパブリシャーに引渡すことを義務づけてソングライターに多大の負担を要求しながら、パブリシャーには楽曲をプロモウトする義務をほとんど課していないことを理由として、当該契約は不公正であるとして強制力を否認している。

しかしイギリスの Schroder 事件⁽²⁹⁾で認められたことは、アメリカでは一般に承認されていない。

Bonner v. Westbound Records 事件⁽³⁰⁾においては、原告がメンバーであるロックグループと被告各社間の期間五年の排他的レコードティング契約とパブリッシング契約が問題となつた。原告側がイギリスの Schroder 事件と Davis 事件⁽³¹⁾を示したのに対し、「これらの事件は区別することができる。それらは、コンシダレイションの欠如を理由としてではなく、非良心的な営業制限を理由として契約を無効にしている。両方の事件が強調しているように、当該排他的役務契約は著しく一方的であり、しかも両事件におけるソングライターは弁護士もしくは助言者に代理してもらつておらず、取引力の均衡を欠いていた。これは本件において実際とは異なつている。… (原告は) 音楽レコードデイング業に従事する少なくも複数の会社から誘いを受けていた。また、(レコード会社)が (原告)をプロモートし、売り出すのに費やした努力と前払金と対比すると、イギリスのいずれの判例においても、ソングライターが創り出した上首尾の芸術作品の流布と販売に繋がる実質的な活動をミュージック・パブリシャーが行つたことを示すものはない」⁽³²⁾とする

ハヤれにせよ、アメリカにおいてミュージック・パブリッシング業界の慣行が何であるかについて論じた事件は数少なく、Croce v. Kurnit 事件⁽³³⁾はそうした事件の一つである。

Croce v. Kurnit 事件の事実関係は次のようになつてゐる。Ingrid Croce(ギター作曲・演奏家 Jim Croce の未亡人)が、亡夫のマネージャーとミュージック・パブリッシング会社を相手に提起した訴訟であり、その主張の中心は、マ

ネジメントとミュージック・パブリシング契約の双方における非良心性であった。Croce 夫妻は、本件訴訟において問題とされているすべての契約につき、「事前に独立した弁護士に相談する」ともなく、一九六八年に署名した。当時、Jim Croce は成功したアーティストもしくはソングライターではなかつた。当該契約締結の後、多少の契約の変更がなされたが、交渉は行われなかつた。^(註)

当該ミュージック・パブリシング契約は、ミュージック・パブリシング会社に楽曲についてのすべての権利を付与するものであり、会社側は七年間延長できた。会社側に課せられた義務は、(1)毎年、Croce 夫妻のそれぞれに六百ドルの支払いを行う、(2)レコードが売れた場合にはロイヤリティを支払う、の二点であつた。^(註) Ingrid は、ロイヤリティ条項、著作権の返還、ロイヤリティ計算に対する意義申立期間などの契約内容に不満を抱くに至つた。

ニューヨーク州連邦地方裁判所は、これらの条項は、エンタテイメント産業で一般に用いられている標準書式と実質的に同一であるとし、^(註) 非良心性についての議論は、実質的なものと形式的なものとに分ける。

実質的非良心性の議論に關しては、「当該契約は、ひどい取引であり、取引力を欠くアーティストが署名したものであり、(ミュージック) パブリシャーに有利であつた」と結論付けたが、^(註) 続けて当該契約は、「良心を揺さぶつたり、当該契約条項については産業界の規範から著しく相違しているか非良心的であるとされる条項を含んでいない」とした。

手続的非良心性については、「本件の(署名時の)状況は、急いでいたか、または強い圧力が加わっていたものでもなく、…しかも当該契約は被告側のみに利益になるものを規定していたのではない。実際、Jim Croce は当該契約から巨万の利益を得ていた」とし、被告側の行為は手續的非良心性を欠いていたと判示した。しかし、信認義務違反については認め、次のように述べる。すなわち、「しかしながら、Kurnit は、弁護士としてまた本人として、Croce 夫

妻に独立した弁護士に依頼するのを助言せず、当該契約を説明する際に Corce 夫妻にそのまま法的助言を行つた。

「これらの行為は、…Kurnit が Croce 夫妻に負つてゐる信認義務違反を構成する」^(三)とした。

アーティストとノーメン会社間のノコード契約においては契約期間についての規定が重要であるが、この条項が問題とされたのが MCA Records, Inc. v. Newton-John 事件^(四)である。

この事件は、MCA ノーメン会社が、Olivia Newton-John を相手取つて連邦裁判所に提起したもので、ノードイニング契約に違反したとして他のノーメン会社のために行なノーディングの差止を請求し、予備的差止請求が認められたため、被告が控訴した。当該契約において、被告 Olivia Newton-John は、最初の二年間に二つのアルバムの録音しマスター録音を原告に引渡すといわれ、同様の録音につき一年間のオプション三回が認められており、全体で五年間の契約期間となつていたが、四つめ以降の引渡はなされなかつた。契約では被告に契約違反があると、原告には期間の延長が認められていた。

原告の主張では、カリフォルニア州の制定法上、役務提供契約の期間は最長七年であり、契約期間の五年は経過しておらず、契約上の文言から契約期間の中止と延長が認められてゐるので、七年までは延長できるとした。

これに対し控訴裁判所は、「被告が当該契約の下で履行している場合には、原告は契約の五年間の期間終了時に被告が競争相手のためにレコーディングする」と妨げる権限を有さないであろう。被告が契約義務の履行を怠つたことは、契約期間を最長五年と明記されてゐるところを越えて延長であるとする」とに疑問を抱いている^(五)とした。
 ノーコード契約において問題となる点を述べ、取り上げると、ロイアリティについての前払金(advance)とリクーナメント(recoupment)の問題がある。^(六)

アーティストとノーメン会社との間の契約では、一般的にロイアリティの支払に関する条項がおかれてゐるが、ロ

イアリティ・レートの支払が全額行われることではなく、レコードの売り上げがあつたとしてもアーティストへの支払がなされない場合があり得るとされている。

レコード会社は、実際にレコードが売れてロアリティが発生する前に、アーティストやアーティストのための第三者支払額が「前払金」であり、これにはスタジオでのレコード制作に掛かる経費、プロデューサーやスタジオ・ミュージシャンへの支払などが含まれる。レコード売り上げがあがると、次にレコード会社はロイアリティから計算上、自社への払戻を行う。これが「リクープメント」であり、アーティストへのロアリティ支払がなされるのは、ロアリティ総額がリクープの対象となる費用総額を超えた場合に限定されることになる。リクープの対象となる費用には、レコードティングに際してレコード会社からアーティスチトに提供されるレコード制作費用、前払金としてアーティストに支払われる前払金、ミュージック・ビデオの制作費、ユニオンの協定書に定める最低報酬額などである。

以上簡単にアメリカの音楽産業における契約上の問題点を見てきているが、そこにおいては法的な問題解決の対象となる必要があるものが多いが、現実はこれと逆であり、それは業界の慣行が根強いことが訴訟の対象とはなりにくくしてゐることが理由になつてゐるものと推測される。

【注】

- (1) Panayiotou & others v. Sony Music Entertainment(U.K.)Ltd. [1994] EMLR 245, LEXIS UK(Library) ALL-CAS file.
- (2) S.Green & G. Osborn, *Contract and Condition in the Entertainment Industry* at 87(Dartmouth 1998).
- (3) この事件について紹介するのを、次のものがある。A.Couthard, "George Michael v Sony Music-A Challenge

- to Artistic Freedom?" 58 M.I.R.731 (1995); B. Charlesworth, "George Michael, professional slavery or occupational hazard?" 1994 L.I.J.1172; M.A. Smith, "Retrait of Trade in the Music Industry" [1994] 5 ENT.LR182.
- (4) V.Nelson, *The Law of Entertainment and Broadcasting* at 56 (Sweet & Maxwell 1995).
- (5) [1994] EMLR 245, at 251-294.
- (6) Id. at 272.
- (7) Id.
- (8) Id. at 271-274.
- (9) Id. at 271-272. Clause 2.01.
- (10) Id. at 272. Clause 2.02(a).
- (11) Id. Clause 2.02(b).
- (12) Id. Clause 3.
- (13) Id. Clause 4.01.
- (14) Id. at 273. Clause 6.
- (15) Id. at 273-274. Clause 7.
- (16) Id. at 274. Clause 11.01.
- (17) Id. at 272. Clause 15.14.
- (18) Id. at 276.
- (19) Id. at 248.
- (20) Id.
- (21) T.E.Van Beveren, "The Demise of Long-Term Personal Service Contract in the Music Industry: Artistic Freedom Against Company Profit" 3 UCLA Ent.L.Rev.377(1996).

- (22) [1994] EMLR 245, at 327.
- (23) Id. at 345-347. たゞ、一九八四年契約は「一九八四年契約の有効性をトベムトナム」となつた和解から生じたもので、あるのを承認し、一九八八年契約は一九八四年契約の再交渉によるものだ。Michael が交渉しているのは契約上の約束の市場におけるトドロク、彼が一九八四年契約を拘束力なしの主張するなりとせり。一九八八年の再交渉において足かせをはるべく、S.Greenfield & G.Osborn, supra note 2 at 90.
- (24) Binder v. Alachouzons [1972] 2 QB 151.
- (25) Colchester Borough Council v. Smith [1992] Ch. 421.
- (26) [1994] EMLR 245, at 342-343.
- (27) Id. at 346.
- (28) S.Greenfield & G.Osborn, supra note 2 at 91.
- (29) [1994] EMLR 245, at 348.
- (30) Id. at 347.
- (31) Nordenfelt v. Maxim Nordenfelt Guns and Ammunition Company (1984) A.C.535.
- (32) [1994] EMLR 245, at 351.
- (33) Id. at 356-357.
- (34) T.E.Van Beveren, supra note 21 at 401.
- (35) Id.
- (36) Id. at 401-402.
- (37) Zang Tumb Tuum Records Ltd. & Another v. Holy Johnson, LEXIS ALLCAS file (The Independent 2 August 1989), [1993] EMLR 61, (Court of Appeal(Civil Division) 26 Jul 1989);LEXIS file (Chancery Division (Patent Court) 10 Feb.1988).

- (38) Silverstone Records Ltd. and Zomba Music Publishers Ltd. v. Mountfield & others [1993] EMLR 152.
- (39) S.Greenfield & G.Osborn, *supra* note 2 at 90.
- (40) T.E.Van Beveren, *supra* note 21 at 402.
- (41) *Id.* at 403-404.
- (42) *Id.* at 404.
- (43) *Id.*
- (44) *Id.* at 404-405.
- (45) Multiservice Book Binding Ltd. v. Marden [1978] 2All ER 489.
- (46) Nordenfelt v. Maxim Nordenfelt Guns and Ammunition Company (1984) A.C.535.
- (47) Esso Petroleum Co.Ltd. v.Harpers Garage(Stourport) Ltd. [1968] AC 269.
- (48) Nordenfelt v. Maxim Nordenfelt Guns and Ammunition Company (1984) A.C.535.
- (49) [1994] EMLR 245, at 327.
- (50) *Id.* at 342.
- (51) V.Nelson, *supra* note 4 at 59.
- (52) *Id.*
- (53) [1994] EMLR 245, at 351.
- (54) *Id.* at 354.
- (55) *Id.* at 362.
- (56) *Id.* at 367.
- (57) *Id.* at 369.
- (58) *Id.* at 374.

- (59) Id. at 365.
- (60) Id. at 380.
- (61) Id. at 381.
- (62) Esso Petroleum Ltd. v. Harpers Garge Stourport Ltd. [1965] 2All ER 933.
- (63) A Schroeder Music Publishing Co. Ltd. v. Maculey [1974] 3All ER 616.
- (64) [1994] EMLR 245, at 385-386.
- (65) Id. at 382-389.
- (66) Id. at 389-404.
- (67) Id. at 404.
- (68) Id. at 405-426.
- (69) Article 85(1)(2) of the EEC Treaty.
- (70) [1994] EMLR 245, at 408-411.
- (71) Societe Technique Miniere v. Maschnebau Ulm(56/65) [1966] ECR235.
- (72) [1994] EMLR 245, at 408.
- (73) [1969] ECR295.
- (74) [1994] EMLR 245, at 410.
- (75) Article 222 of the EEC Treaty.
- (76) [1994] EMLR 245, at 411.
- (77) Id. at 412.
- (78) Consten an Grunding v Commission(56and 58/64) [1966] ECR 299.
- (79) [1994] EMLR 245, at 412.

- (80) Consten an Grunding v Commission(56and 58/64) [1966] ECR 299, at 341.
- (81) [1994] EMLR 245, at 414-415.
- (82) Id. at at 423.
- (83) Article 85(1) of the EEC Treaty.
- (84) [1991] II ECR 1087, at 1158 para.222.
- (85) [1994] EMLR 245, at 415.
- (86) Id. at 418.
- (87) Id. at 419.
- (88) Id. at 420.
- (89) Id. at 421-422.
- (90) Id. at 422.
- (91) Id.
- (92) EU 競争法規の競争法規の音楽産業に対する影響を示す。F.L.Fine, "The Impact of EEC Competition Law on the Music Industry" [1992] 1 ENT.L.R.
- (93) S.Greenfield & G.Osbon, supra note 2 at 87. Michael は控訴を尋ねたが、控訴は回事件より 1 年以上は審理されず、和解交渉に移行し、一九九五年七月に和解が成立した。されば、George Michael は、Dream Works ノーブル移籍後、同ノーブル北米以外を担当する Virgin ノーブルが、ハリーモード、四十万ドルの Michael の新曲数曲を含んだ最大ヒット曲「ベイビーハッピー」の権利を得た。ハリーモード Michael の監修費用は均等に分担する事となっていた (S.Soocher, *They fought the law: Rock music goes to court* at 61-62(Schimer Books 1999))。
- (94) A Schroeder Music Publishing Co. Ltd. v. Maculey [1974] 3 All ER 616.

(95) Zang Tumb Tuun Records Ltd & Another v. Holy Johnson, LEXIS ALLCAS file(The Independent 2 August 1989), [1993] EMLR 61, (Court of Appeal(Civil Divsion) 26 Jul 1989);LEXIS ALLCAS file (Chancery Division(Patent Court) 10 Feb.1988).

(96) Silverstone Records Ltd. and Zomba Music Publishers Ltd. v. Mountfield & others [1993] EMLR 152.
(97) 優秀音楽の輝き、本腰回路、メモリ等をもたらす歌詞等の輝き Don E.Tomlinson, "Everything That Glitters is Not Gold:Songwriter-Music Publisher Agreements and Disagreements" , 18 Hastings Comm/Ent LJ.85(1995)を参照。

(98) M.Witmark & Sons v. Peters 149 N.Y.S.642(N.Y.Sup.Ct.1914).

(99) Id.at 644.

(100) A Schroeder Music Publishing Co. Ltd. v. Maculey [1974] 3All ER 616.

(101) Bonner v. Westbound Records, Inc., 394 N.E.2d 1303, (Ill.App.Ct.1979).

(102) Clifford Davis Management Ltd. v. WEA Records Ltd. [1975] 1 All ER 237(C.A.).

(103) Bonner v. Westbound Records, Inc., 394 N.E.2d 1303, at 1312.

(104) 565 F.Supp.884(S.D.N.Y. 1982), aff'd, 7373 F.2d 229(2d Cir.1984).

(105) 565 F.Supp.884, at 887.

(106) Id.

(107) Id. at 888.

(108) Id. at 888, 893.

(109) Id. at 893.

(110) Id.

(111) Id.

(112) Id.

(113) MCA Records, Inc. v. Newton-John, 90 Cal.App.3d 18, 153 Cal.Retr.153 (1979).

(114) Cal.Lab.Code, §2855.

(115) MCA Records, Inc. v. Newton-John, 153 Cal.Retr.153, at 154.

(116) ニューヨーク州では、アーティスト契約における最長の契約期間についての制定法が存在しないので、長期の契約が公序に違反するかにつき裁判所は判断を行うことが要請されるが、同州のLarry Coryell 事件では制限が「相当ではなくかつ過酷なもの」であるかというかはトライアルの対象になるとして、この種の業務提供契約において裁判所は、「被用者の活動を不相当に制限する」とにより、生活の糧を得る権利を制限する規定は批判的に検討を加える」(M.William Krasilovsky, *This Business of Music* rev.ed. enl.7th ed. at 9(Billboard 1995)) とする。

(117) ハの問題については、曾根香子・小原恒之・重田樹男・福井健策著『エントラーテイメントの異』II-II |〇四～|〇六頁（重田担当）（七賢出版 一九九五年）、デヴィッド・ナガー、ジム・ハーヴィー共著（大武和夫訳）『音楽ビジネス入門』四四～四六頁（音楽文化出版社 一九九八年），Donald S.Passman, *All You Need to Know About the Music Business* pp. 101～105(Simon & Schuster 1997) 参照。

四 アメリカ映画産業における純利益方式による利益分配条項と非良心性法理

1 純利益方式による利益分配条項と非良心性法理

a 純利益方式と総収入方式

アメリカにおける映画産業は盛況を極めているが、映画制作の過程は、企画、製作準備、制作、仕上、配給に至る複雑なものになっており、関係者は多数存在しているため取引の仕組みは重層的構造をなしている。⁽¹⁾ 映画製作・配給会社（メジャーと同義である）はプロデューサーに映画製作のファイナンシングを行い、独立したプロデューサーに

は長期契約で配給サービスを提供する一方、完成・未完の映画を掘り出して配給する⁽²⁾。ハリウッドのプロダクションが映画製作を行う場合、メジャーから全額の資金提供を受けるスタジオ・ファイナンシングと非スタジオ・ファイナンシングに分けられるが、前者の場合、プロダクションは、著作権、プロジェクトをコントロールすること、そして利益配分を受ける権利の三つを放棄しなければならないとされている⁽³⁾。

映画製作に関する、タレントと呼ばれる、プロデューサー、脚本家、俳優及びディレクターなどはそれぞれ映画会社と契約を締結し、その中において利益分配の方法に関する定めがなされているが、それに二つのタイプとして、純利益(Net Profits)方式と総収入(Gross Receipts)方式がある⁽⁴⁾。純利益は、契約上定義されるもので、一般的な利益の定義とは関係がなく、スタジオ（配給会社）の総収入から各種の金額を控除して決定される。総収入は、映画会社が映画館、ケーブル、有料もしくはその他のテレビ、ホームビデオなどのメディアや付随的な権利（商品化、小説化、サウンド・トラックなど）を通じての映画の配給、利用、ライセンスから受け取る総額である。これから、制作費(production costs)、配給費(distribution expenses)、配給手数料(distribution fees)、専らに監督や主役キャストへの総収入方式による分配が認められている時には、その額が控除される⁽⁵⁾。

製作費は、映画の製作に直接掛かるすべての費用で、経常経費を加えたものである。また、総収入方式による者への支払分も制作費に含まれる⁽⁶⁾。

配給費は、主にプリント費と宣伝広告費で、経常費用が加算される⁽⁷⁾。

配給手数料は、配給の手数料として映画会社が徴収するもので、総収入額を基準に算定され、ソース⁽⁸⁾ことに異なつており、国内の売り上げについては三〇%、外国の場合は四〇%、国内のネットワーク・テレビは二五%である⁽⁹⁾。

一方、総収入方式によると、有力な監督やプロデューサー、スーパースターと呼ばれる俳優は、映画の総収入を基

確に算定される分配を受け取ることになる。総収入の定義必ずしも一定ではなく、映画会社が種々のメディアを通じて映画の配給、ライセンスから受領する収入の総額とされることもあれば、その額から特定の費用を控除した額とする場合も見られるとされる。⁽⁹⁾ なお、純利益方式と総収入方式との相違は絶対的なものではなく、収入収支の均衡点がどこかに係る違いであるとされる。⁽¹⁰⁾

いずれにせよ映画自体は興行上の成功を収めても、スタジオが特別な会計方法を採用し、スーパースターが多額の収入を確保すると、残された利益は少額であるか場合によつてはゼロになるとされたため、契約交渉力の弱い人に分配される金額は常識を逸した金額になることも珍しくないとされている。⁽¹¹⁾ 例えば、Buchwald v. Paramount Pictures Co. 事件⁽¹²⁾の映画「星の王子 ニューヨークへ行く(Coming to America)」では、Paramount 映画には一億一十五百万ドルの収入がありながら、最終的に約一千八百万ドルの赤字になるという計算であった。⁽¹³⁾

アメリカの映画産業において、利益分配に関する純利益方式が初めて用いられるようになったのは六〇年以前からで、一九五〇年代中頃には一般化されている。⁽¹⁴⁾ これは、反トラスト訴訟である、U.S. v. Paramount Pictures Co. 事件判決⁽¹⁵⁾により被告映画会社のうち三社に対し、製作・配給業と公開業の垂直的統合が禁止され、それ以前のスタジオ・システムに代わって今日のシステムが導入されるのと軌を一にしているが、このような一方的な契約がハリウッドで長年用いられている理由を理解するのは容易ではないとされている。⁽¹⁶⁾

b 非良心性法理

非良心性法理は、UCCC の規定の中で最も活発に適用されており、UCCC 1-1101 条一項に次のように規定されている。

「法律問題として、裁判所が、契約または契約中のいづれかの条項を、契約締結時において、非良心的なものと認めたときには、裁判所は契約の効力を否認することもできるし、非良心的な条項を除き契約の残りの条項を強行することもとができるし、または、非良心的な結果を避けるために非良心的な条項の適用を制限することができる」。^[23]

この非良心性の条項は、UCCの一般条項ではないが、動産取引に限らず広く適用されており、第一次契約法リストメント第二〇八条に同種の規定がある。^[24]

非良心性法理を支える考え方とは、裁判所は特定履行を拒否できるのと同様に救済を拒むことができるとするものであり、当事者が契約を取り消すことができるとするものではない。このため、裁判所は契約全体に強制力を付与することを拒否するか、非良心的条項を強制することの拒否または適用制限することができる。^[25]

非良心性に関するUCCの定義は必ずしも明確のものではないため、判例に答えを求めるを得ないことになる。非良心性の決定基準を明らかにした判例として有名なのが、Williams v. Walker-Thomas Furniture Co. 事件^[26]である、「非良心性は、契約の他方当事者にとっては不相当に有利な契約条項であり、当事者の一方にとって意味のある選択がない場合が含まれるのは一般に承認されている」とする。

この事件で明らかにされた「不相当に有利な」条項と「意味のある選択の欠如」条項の区別は、実質的非良心性和手続的非良心性の区別に対応するものである。

手続的非良心性は、抑圧または不公平な驚きの形をとる。抑圧は、取引力の不均衡の結果としての実質的な交渉や意味のある選択の不存在であり、不公平な驚きとは誤解を招く取引の結果であるとされており、附合契約において問題とされることが多い。^[27] 実質的非良心性は、抑圧的もしくは著しく厳しい契約を意味し、公序や不法性の問題と直接している。^[28]

手続的非良心性と実質的非良心性について、コンサート・ツアーノのプロモーション契約に関する *Graham v. Scisor-Tail, Inc.*⁽²⁵⁾ 事件を見てみる。同事件において、原告 Bill Graham は著名なコンサート・プロモーターであったが、コノサー⁽²⁶⁾トのための契約書の署名欄に署名するよう指示されて署名したところ、仲裁条項があり、それによると Graham は強制仲裁(mandatory arbitration)に服することとなつていた。⁽²⁷⁾ この事件においてカリフオルニア州最高裁判所は、契約条項が当事者の相当な期待にあつていている場合でも、契約の抑圧的な性質により手続的非良心性の要件は満たさることがあるとし、当該契約の仲裁条項は定型的なもので交渉されたものではないが、Graham は長年コンサートをプロモートする仕事に従事しており、契約条項について十分な知識を有しており、不公平な驚きの理論により手続的非良心性を主張することはできないとする。⁽²⁸⁾ 一方、実質的非良心性について同裁判所は、仲裁人側に偏つている仲裁条項の不公平性を検討し、本件仲裁条項は非良心的であり、拘束力を有するものではないとの結論に達している。⁽²⁹⁾

契約制度の根底にあるバーゲン理論を前提にすると、非良心性理論を活用することは当事者の契約上の自由を否定することになり、契約法の根幹に触れることになるため、裁判所は同法理適用に慎重な姿勢を示しているとされている。⁽³⁰⁾ なお、附合契約と非良心性とは一緒に議論されているが、非良心性は、契約が附合契約であることに加えて認定されなければならないものである。⁽³¹⁾ また、この抗弁が利用できるのは、知識が少なく経済的に困窮している人のみ限定されるているものではない。

契約における非良心性法理についての関心を改めて呼び起したのが、Buchwald v. Paramount Pictures Corp. 事件である。ペースターの Eddie Murphy 手演の映画が舞台であったため、ハリウッドの映画産業において行なわれている契約と利益分配の計算方法を直接問題としたため、マスク(23)でも大きく取り上げられた。

Buchwald v. Paramount Pictures Corp. 事件の事実関係は以下のようなものである。本件原告の Art Buchwald は、アメリカの著名なユーモア作家で、イラン国王(Shah of Iran)が当時のカーター大統領をホワイトハウスに訪問した際、自分の個人的見聞に基づきそれを映画化する所を照らしてた。Buchwald は長年の友人である映画プロデューサー Alain Bernheim に話をし、同氏は一九八一年四月に Paramount 映画にアイデアを持ち込み、「粗野な世界(it's a Crude, Crude World)」を題する「貞半の筋書きを渡した。Paramount 映画はスーパー・スターの Eddie Murphy を起用する、「おぬ日の国王(King for a day)」を放題された。

一九八一年四月、Paramount 映画の Bernheim は契約を締結し、Bernheim を当該映画のプロデューサーとする。Paramount 映画が当該映画の制作を受けたときは報酬と一定の純利益を支払うことが規定されていた。その一ヶ月後、Paramount 映画と Buchwald の間においても契約が結ばれ、Paramount 映画がその話についてのオプション権を有するが、映画化された場合には報酬と一定割合の純利益支払が約束された。

Paramount 映画は一九八五年四月に最終的に映画化を断念するが、Bernheim は他のスタジオに当該アイデアを提案する権限を与えた。

Buchwald と Bernheim は、Paramount 映画が映画化の考え方を止めると照らし、Warner Bros. 社との当該アイデアを持込んだ。同社はそれを購入したが、Paramount 映画が Bernheim のアイデアに類似する「星の王子リュー」と「一歩く行く」の映画化をしたため、一九八八年にそれを中止した。⁽²⁴⁾ 同映画はヒットしなかった。Paramount 映画は、これに

よつ二億五千万ドル以上の収入を得た。

Buchwald & Berheim の両名は、支払いをなむやにアイデアを使用した契約違反と非良心性を理由に、Paramount 映画を訴えた。

事実審裁判所は、陪審審理を経ずに、当該契約における計算方法は非良心的である旨の判決を下してゐるが⁽³⁵⁾、本件については三回に渡り判決を下してゐる。

第一フェーズは一九九〇年一月八日判決で、当該映画が Buchwald の筋書きを基礎にしているかが問題となれ、それを認めた。

第二フェーズは、同年一一月一一日の判決で、Buchwald & Paramount 社との間で結んだ契約部分は非良心的であるとの主張につき、純利益方式に関する契約条項は非良心的であるとする。

第三フェーズは、一九九一年三月一六日の判決で、利益分配条項は非良心的であるとして損害賠償を認定したが、控訴中の和解により効力を失つた。

Buchwald v. Paramount Pictures Co. 事件における Schneider 裁判官は、この事件の第一の争点である Paramount 映画の「星の王子」リマーク「行く」は、原脚の Art Buchwald が書いたスクリーンの筋書きを基礎にしてゐるかに對しては、それを認めた。⁽³⁶⁾ Paramount 映画は、両名との間の契約に違反してゐるとする。同裁判官は、Paramount 映画側の主張を却けて、報酬条項が非良心的であるとの結論に達しており、また同法理が防御的ではなく攻撃的に用いられたのが不適切であったか否かを問題としてゐる点において、同法理の適用判断しているのは正当であつたが、その他の点においては同法理の適用を誤つてゐたとやれどある。すなわち、取引力の不均衡を基礎に手続的非良心性を認定したのは会社側を優遇し過めてゐる、実質的非良心性が存在していたとする」とは疑問であ

る、契約を評価するのに後智恵を不適切に用いていた、認められた救済手段は取引価値に関する当事者の判断に代えて裁判所の独自の判断とすむ」とを伴うものであるとする。⁽¹³⁾

これを受けて裁判所は、Paramount 映画との契約の下において原告側が受け取るべき賠償額にを検討する。同契約では、前払い報酬額は二十六万五千ドル、純利益の割合は、Buchwald は「⁽¹⁴⁾・五五」、Bernheim は少なくとも「⁽¹⁵⁾・七・五五」とされていたが、Paramount 映画側の計算では、当該映画から多額の収入を得たにも関わらず、純利益方式によると一千八百万ドルの損失になり、結局、当該契約の下における純利益はゼロとみなすとする。⁽¹⁶⁾

Buchwald 事件の第11 ページ⁽¹⁷⁾については多様な争点が提示されている。

- ① プロデューサーである原告 Bernheim と Paramount 映画との間の契約は附合契約であつたかどうか、
- ② 同契約、もしくはその条項は非良心的であつたかどうか、
- ③ Bernheim と Paramount 映画とは、共同事業者であるか、
- ④ Paramount 映画が Bernheim に対して信認義務を有しているか、
- ⑤ Paramount 映画側の行為は、信義則と公平な取引に関する默示的契約に違反するかである。

その他、いわゆる協議条項、転換(turnaround)条項、Bernheim の Deal Memo のパラグラフ D.2.b. などに関する解釈の問題などが提示されている。

当該契約の構成要素は次のようになっている。⁽¹⁸⁾

- ① 一九八三年一月二四日⁽¹⁹⁾ Alma ロダクション Paramount 映画との間で締結された、六頁の Deal Memo、

- ② 二二頁の「転換」契約、
 ③ 六頁の付加条項と条件、
 ④ 二十三頁の Paramount 映画の標準的な純利益方式契約とロイアリティに関する二つの付加条項である。

c 本件契約は附合契約か

契約条項が非良心的で強行可能なものであるか否か判断するためには、まず第一に、当該契約自体が附合契約であるかの判断を行わなければならない。附合契約は、「定型的契約であり、取引力において優れている当事者により押しつけられかゝ起案されたもので、署名した当事者には当該契約を遵守するかもしくは拒否する機会だけが委ねられるに過ぎない」⁽⁴⁾ ものであるとし、附合契約であるかの問題については、Graham 事件⁽⁵⁾のアプローチに従い、判断をしていいる。⁽⁶⁾

本件においては裁判所は、Graham 事件判決を適用し、Bernheim の Deal Memo の中には、賠償条項のように Bernheim の代理人と Paramount 映画の代表者との間で交渉がなされたものもあるが、Deal Memo の「慣用的な」言語については交渉されず、「転換」条項、付加的条項と条件、純利益方式条項については交渉がなされなかつたとしめた。」れらの三つの部分に関しては、二者択一的なやり方で Bernheim に提示されたものであり、証拠か Bernheim はもつと有利な取引を行う力を有していなかつたとする。

Paramount 映画は、タレントとの間で純利益方式について自由に交渉したとする証拠を提示したが、裁判所は逆に証拠かく Paramount 映画が純利益方式を交渉したのは影響力を有していた比較的少数の者だけであり、当該契約全体は Paramount 映画が起案したもので、「転換」条項や純利益分配条項は、標準的、定型的な条項であつたとする。

以上かく、Bernheim と Paramount 映画との間の契約は附合契約であるとの結論に達する。⁽²³⁾ 部分的には交渉がなされたではいたとしても、異なる結論に達するものではないとする。

d 非良心性法理の適用要件

非良心性法理が適用されるためには、裁判所は、契約全体もしくは個々の契約条項が取引力の弱い者の相当な期待に反して、過度に抑圧的であるかまたは非良心的であるかを判断しなければならないとする。⁽²⁴⁾

このため本件においては、まず Bernheim が非良心性を主張する手続的な権利を有していたかを判断する必要がある。

Paramount 映画の主張では、カリフォルニア州法は非良心性法理を「剣」として用いるとは認めていないとする。同社の主張では、「盾」としてのみ利用することは、非良心性法理の重要な部分であり、カリフォルニア州民法典第一六七〇・〇五条もそれを認めているとする。⁽²⁵⁾

Buchwald 事件において裁判所はこの主張を拒否した。同裁判所がこの手続的争点を解決するために用いたのが Dean Witter 事件である。Dean Witter 事件判決では、カリフォルニア州民法典第一六七〇・〇五条は、非良心性法理を規定したに過ぎず、積極的な訴訟原因を提供するものではないとする。しかしながら、Buchwald 事件において裁判所は、Buchwald と Bernheim の非良心性の抗弁の使用を区別し、原告の意見に同調し、被告が契約に信頼おいでいる場合に提起された時には、同抗弁は妨げられないとする。⁽²⁶⁾ この結論は、カリフォルニア州連邦控訴裁判所が判決を下した、Graham 事件、A&M Produce Co. 事件、および Perdue 事件における判決と適合しているとする。カリフォルニア州民法典第一六七〇・〇五条の立法史が示すところでは、非良心性の抗弁は、「不公正な驚き」と「抑

「圧」を防止するふたや二つの目的をもつものであるとされてゐる。これら二つの要因は、契約過程に関するものであるため、非良心性の手続的要素とされている。

Parmount 映画の主張では、Bernheim の契約の純利益方式の規定はハリウッドで長らく存在しておらず、Bernheim もそれを十分知っていたのであるから、「驚き」には当たらず、非良心的な規定ではないとする。ただし、原告が同抗弁を主張するためには、「驚き」と「抑圧」の双方を立証する必要はないとされてゐる。

裁判所は、Buchwald と Bernheim は、「驚き」により、手続的非良心性を立証すべきはできなかつたことを容易に認めており⁽³³⁾、「抑圧」としては「有意義な選択の欠如」により、手続的非良心性の可能性を示唆している。

裁判所はわざと、純利益方式が実質的に非良心的であるかの判断を行つてゐる。Parmount 映画の主張では、純利益方式条項は、原告の受領する定額の賠償金を考慮して、収益の分配手段として契約全体の中でも判断されるべきであり、別個の条項として評価されるべきではないとするが、同裁判所はこれとは反対の立場に立ち、UCC 第二一一〇二条は、当該契約の全部もしくは一部につき非良心性を裁判所が判断することを認めているとし、個々の契約条項を判断して、非良心的とされる七つの条項を確認している。⁽³⁴⁾これらの条項は、(1) 主役のプロダクション会社の運営費として一五%の経常経費、(2) 現実の出費とは関係なく一律一五%の経常経費、(3) 現実の出費とは関係なく一律一五%の経常経費、(4) 現金ベースでの収入を計算する一方で増加した出費に基づく利息、(5) 経常経費に関する利息、(6) 支払前の利益分配支払に係る利息、(7) 現実の資金コストに比例しない利息率である。同裁判所は、Buchwald と Bernheim に対する公平かつ相当な損害賠償額の決定により妥当な結果をもたらすために、UCC 第二一一〇二条の下での権限行使することを表明した。

e 非良心性法理を排除する主張

非良心性に関する法理により、裁判所は、当該契約全体もしくはその条項の効力を否定することができるのであり、⁽¹⁴⁾ Paramount 映画は次の二点により、非良心性の法理の適用は認められないと主張する。

第一は、裁判所が非良心的条項を否定することができるのは、同条項が「分割可能」な場合に限られるとする。⁽¹⁵⁾ Paramount 社の主張では、本件において原告は、「金銭的に相関的な条項」を攻撃したり、「個々の個人的な抗弁」を要求す⁽¹⁶⁾とは認められないとする。

第二点は、「価格」事件に依拠して、Paramount 映画は、「利益が⁽¹⁷⁾出る」とは非良心性と関連性を有するものではない」とする。

われど Paramount 映画は、純利益方式自体の正当性、必要性を主張する。Paramount 映画は純利益方式について、同社の生き残りに必要不可欠なことを根拠として正当化しようとするものであり、事実、Paramount 映画側の弁護士は、「そうでなければ、生存可能なビジネスでありえない」⁽¹⁸⁾と述べている。

映画産業の存亡⁽¹⁹⁾に関わることを純利益方式を正当化する根拠としたので、裁判所は鑑定証人を任命したが、同じ審理において Paramount 映画側の弁護士は、純利益式式が映画産業の本質から必要とされるとの主張を取り下げたため、Paramount 映画の利益可能性を探究する⁽²⁰⁾ことは無意味になり、裁判所の鑑定人も不要になつた。このことから、Paramount 映画側の根拠としている「価格」事件が適用されないことになつた。

Paramount 映画の主張では、純利益の定義に関する一切もしくはある部分につき裁判所は無効とする⁽²¹⁾ことができるならば、その定義部分が Paramount 映画と Bernheim との間の賠償条項全体の一部であつたからであるとする。Paramount 映画はさらに、純利益方式を構成するものの多くが無効になる⁽²²⁾ことを知っていたならば「初期投資の」金額程

も支払わなかつたであらうし、裁判所が純利益方式の非良心的部⁽²⁹⁾分を認定する」とにより Bernheim は棚ぼた的な利益を得ることになると主張する。

この主張は、当事者間の争いは価格に関する事である」とに基礎をおいているが、裁判所はこれを受け入れなかつた。Parmount 映画が正しいとしても、「他の契約条項と同じように、価格条項は非良心的であります」とは明らか⁽³⁰⁾である。事実、Parmount 映画は Bernstein のようなタレントとの間におい純利益方式についての交渉を行つていなかつた。

結論として、本件における契約もしくはそれを巡る状況で、純利益の定義の一定の構成部分が非良心的であるかといふ争点を裁判所が提示することを妨げるものは何もないといふことになる。

なお、Parmount 映画の純利益方式の規定は非良心的であるとの結論には、カリフォルニア州民法典第一六七〇・〇五条の下における裁判所の権限の問題が残されていふ。

A&M Produce Co. 事件では次のように述べられてゐる。「非良心性は柔軟な法理であり、裁判所が契約過程を不透明なものにする可能性のある種々の要因を裁判所が直接考慮することを認める」と目的とするものである⁽³¹⁾。

また Frostfresh Co. v. Reynoso 事件において、裁判所は次のように述べる。カリフォルニア州民法典第一六七〇・〇五条が基礎をおいていたいふUCC第一一三〇二条は、「裁判所に対し、『非良心的と認定する契約または条項を明示的に警戒する』権限⁽³²⁾」を与えるものである。

非良心性法理は取引における公平な結果を担保するもので、同法理に関する事件であり、裁判所はカリフォルニア州民法典第一六七〇・〇五条の下での権限を行使することが認められるとする。

f 契約条項の解釈問題

本件契約条項の解釈について、次の二点が問題とされた。

本件においては、プロデューサーの Bernheim が訴訟参加したので、原告側の純利益方式についての主張とは別の論点が提起されねことになった。特に問題となつたのは、純利益の分配を受けるプロデューサーが、映画製作に要するファイナンシングにどの程度の影響を与える権限を有するかについてである。Bernheim の Deal Memo における協議条項によると、Paramount 映画は Bernheim と「(Paramount 映画)」により第三者に対する付与される純利益・純利益に関して協議するが、同社の判断は最終的なものとする」とされていた。

Bernheim はこの条項を根拠に、Paramount 映画が Murphy と Landis に純利益を与えることはこの協議条項に違反したこととしたが、⁽⁸⁸⁾ Paramount 映画は「同社が純利益付与の最終的な決定権を有しております、協議条項自体は重要性がない」とした。裁判所はこの争いを解決する必要性を見いださなかつた。

Paramount 映画と Bernheim 間の契約における「転換」条項の解釈に関する問題が生じた。この条項は、プロデューサーは映画化の計画を最初に持ち込んだスタジオが映画化しない場合に他のスタジオに持ち込むことが認められ、同時に第二のスタジオがその計画を引き受ける場合には最初のスタジオは開発コストを取り戻すことができるとするものである。⁽⁸⁹⁾

裁判所は、この条項は独自に判断するにはできない、Bernheim を「星の王子」ヨーロークに行く」のプロデューサーとして雇うとする Deal Memo の規定を根拠として、同映画は Buchwald の「王様の一田」と題する筋書きを「基礎としている」への結論に達してゐる。Paramount 映画は雇う入れる」とが義務づけられており、それを怠つたとして Bernheim との契約に違反したが、同社は Bernheim の賠償請求権は「転換」条項の適用によりな

くなるとした。この二つの契約条項にある曖昧な点については、契約の起案者である Paramount 映画側に不利に解釈されるべであるとする。⁽²²⁾

☞ Buchwald v. Paramount Pictures Co. 事件に対する評価とその後

Buchwald v. Paramount Pictures Co. 事件判決については、幾つかの問題点が指摘されてゐる。Buchwald と Bernheim は、映画産業に精通しており、経験豊かなタレンテ代理人をたてていた、契約締結時に両者は定額の金銭賠償に満足していなかつた証拠がない、裁判所が契約を評価するにつき後智恵を利用するしてゐる、等々である。⁽²³⁾

いずれにしても、同事件から一年後、また和解により解決される一年前は、Batfilm Prods. v. Warner Bros. 事件において、カリフォルニア州のロサンゼルス上位裁判所は、映画「バットマン」(Batman) のプロデューサー契約における純利益方式条項は附合契約であるが、非良心的ではない旨の判決を下してゐる。純利益方式条項を非良心的であるとしたため、Paramount 事件判決の影響は狭い範囲に限定されるとなる。⁽²⁴⁾

この事件における Batfilm プロダクションの原告は二名のプロデューサーで、「バットマン」の映画化権を入手し、苦心した末に被告映画会社との間で映画化するための契約を結んだ。同契約においては、原告は、定額の手数料に加えて、純利益の一割の支払がなされるとの規定があった。当事者間で総収入についての争つてゐる間に、「バットマン」は一億八千五百万ドル以上の興行収入を上げた。被告会社は、定額手数料については支払を行つたが、純利益方式による利益の分配については、赤字を理由に支払を拒んだ。

純利益方式条項が効力を認める理由として、Yaffe 裁判官は、「歴史的にワーナープラザースが映画製作と宣伝に費やしてきた間接的な一般管理費、すなわち経常経費が、『純利益』定義の下で負担する金額と等しいかもしくはそれを

越えられないの立証」⁽²²⁾を原告が行つていないとする。同裁判所は、被告映画会社は当該契約の純利益は一般会計原則(GAAP)と回りではないことは認めるが、両当事者は経常経費控除が映画会社の宣伝・製作部門に現実に掛かるコストを反映するものと思つていていたとする。

Buchwald v. Paramount Pictures Co. 事件²³⁾はBatfilm Prods. v. Warner Bros. 事件は、双方とも多くの共通した事実関係と争点につき正反対の判断を下しているが、基本的な考え方においても相違している。Batfilm 事件においては、四世紀に渡りコキン・ロー裁判所は、取引が不公正であるとした理由だけで契約を改定したり強行するなどを拒否していないとする。また、JCC 第二二二〇一条の下で契約が非良心的であるためには、「良心を揺るがす」「残酷であり、抑圧的であり、かつ過度に一方的」でなければならぬとする。⁽²⁴⁾このよべし、Buchwald 事件とは逆に、非良心性判断においては契約を全体として観察する必要があるとする。

純利益方式条項については、独占禁止法上の訴訟原因を伴うクラス・アクションが提起されるなど攻撃の対象になつてゐるが、今日に至るまで依然として活用されており、リスク分散の仕組みとしてアメリカ映画産業の構造と深く関わっているため、これに代わるものを探し出して簡単には脱却することができないのである。⁽²⁵⁾

【注】

- (1) アメリカにおける映画制作・配給システムについては、福井健策「『映画』ックバン」の法的諸問題—日米比較の視点による映画制作・配給システムに関する法的考察 (1) (2) NBL No.662, 666 (一九九九年)、曾根香子・小原恒之・重田樹男・福井健策著『エンタテイメントの闇』III 映画一五四頁～一六〇頁(曾根担当) 参照(七賢出版 一九九五年) 参照。

- (2) M. Weinstein, "Profit-Sharing Contracts in Hollywood: Evolution and Analys" 27 J.L.S. 67, at 71(1998).
- (3) 福井健策 前掲注 (一) 著「NBL No.666 四」頁參照。
- (4) V. P. Goldberg, "The Net Profit Puzzle" 97 Colum.L.Rev.524(1997).
- (5) 鈴木伸子・小原恒之・畠田聰男・福井健策著 前掲注 (一) 著「五」頁參照。
- (6) V. P. Goldberg, supra note 4 at 528.
- (7) Id. at 529.
- (8) Id.
- (9) 鈴木伸子・小原恒之・畠田聰男・福井健策著 前掲注 (一) 著「五九四」^o
- (10) V. P. Goldberg, supra note 4 at 529.
- (11) Id. at 531.
- (12) Buchwald v. Paramount Pictures Corp.(Buchwald Phase I)13U.S.P.Q.2d(BNA)1497, 17 Media L.Rev.(BNA) 1257, No.C706083, 1990 WL 357611(Cal.Supper.Ct. Jan.8,1990); (Buchwald Phase II) 90 L.A.Daily J.App.Rep. 14482, No.C706083(Cal.Super.Ct. LA Cty Dec.21,1990) reprinted in Pierce O'Donnell & Dennis McDougal, Fatal Subtraction on Inside Story of Buchwald v. Paramount (スケ' Fatal Subtraction) app.B.at 541-55 (1992); (Buchwald Phase III) No.C706083(Cal.Super.Ct. Mar. 6,1992).
- (13) 鈴木伸子・小原恒之・畠田聰男・福井健策著 前掲注 (一) 著「五四四」~「一」^o 參照。
- (14) M. Weinstein, supra note 2 at 68.
- (15) U.S. v. Paramount Pictures, Inc. et al, 334 US 131(1948). ハの事件の詳細について、福井健策「[監査]ハクルハ」の法的諸問題—収益比較の根柢となる監査性・盈餘分配に關する法的考察(?)」NBL No.667 (「五九九」^o)。
- (16) M. Weinstein, supra note 2 at 71.

- (17) V. P. Goldberg, *supra* note 4 at 527; M. Weinstein *supra* note 2 at 68; T. Connors, "Belegu Accounts: Should The Film Industry Abandon Its Net Profits Formula?" 70S.Cal.Rev.841.
- (18) U.C.C. §2-203(1).
- (19) 第1次契約法(バーマーマン法)104条は、「契約あたはその条項が契約締結時に非良心的である場合、裁判所は、その契約の強行を拒む」、または「非良心的な条項を除いた残りの契約部分を強行し、または非良心的な結果を避けるためには非良心的な条項の適用を制限する」がどもね」と規定してある。
- (20) E.A.Fansworth, *Fansworth on Contract* 2nd ed. vol.1 §4.28 (1998).
- (21) Williams v. Walker-Thomas Furniture Co., 350 F.2d 445, (D.C.Cir.1965). リの事件については、英米法判例叢書(11)104~111頁(論議程畠田訳)参照。
- (22) Williams v. Walker-Thomas Furniture Co., 350 F.2d 445, at 449.
- (23) G.D.Schaber & C.D.Rohwer, *Contracts in a Nutshell* 4th ed. at 236-237 (West 1997).
- (24) Id. at 230-231.
- (25) Graham v. Scissor-Tail, Inc., 623 P.2d 165 (Cal.1981).
- (26) Id. at 173.
- (27) Id.
- (28) Id. at 173-74.
- (29) E.A.Fansworth, *supra* note 20 §4.28.
- (30) Graham v. Scissor-Tail, Inc., 623 P.2d 165, at 172-73.
- (31) G.D.Schaber & C.D.Rohwer, at 231.
- (32) Buchwald v. Paramount Pictures Corp. (Buchwald Phase I) 13U.S.P.Q.2d (BNA) 1497, 17 Media L.Rev. (BNA) 1257, No.C706083, 1990 WL 357611 (Cal.Supper.Ct. Jan.8, 1990); (Buchwald Phase II) 90 L.A.Daily J.App.Rep.

14482, No.C706083(Cal.Super.Ct. LA Cty Dec.21,1990) reprinted in Pierce O'Donnell & Dennis McDougal, Fatal Subtraction app.B.at 541-55(1992); (Buchwald PhaseIII) No.C706083(Cal.Super.Ct. Mar. 6,1992).

- (34) Buchwald v. Paramount Pictures Corp.(Buchwald Phase I)13 U.S.P.Q.2d(BNA)1497.
- (35) Id. at 1501.
- (36) Id.
- (37) Id at 1506.
- (38) Buchwald v. Paramount Pictures Corp.(Buchwald Phase II) 90 L.A.Daily J.App.Rep.14482, at 14487, No. C706083(Cal.Supe.Ct. LA Cty Dec.21,1990) reprinted in Pierce O'Donnell & Dennis McDougal, Fatal Substraction on Inside Story of Buchwald v. Paramount app.B.at 541-55(1992).
- (39) Buchwald v. Paramount Pictures Corp.(Buchwald Phase III) No.C706083(Cal.Super.Ct. Mar. 6,1992). Paramount v. Paramount Pictures Corp. 動画の権利は「著作権」原作者のBuchwaldとBernheimが監督権者が大相手となるべきである論調が興味深いが、一方で Paramount 動画は監督権が監督匡山に権利があるため証拠を提出する(Fatal Subtraction at 556 app.C.)' 裁判所が Paramount 動画権の証拠が説得力を持たぬことだが、何れかを決定的となるべきであるから、権利、裁判所が動画権の賠償額はどのくらい Bernheim がBuckwald に権利を譲る場合
- (Id. at 558-60)°
- (40) The Hollywood Reporter, September 13, 1995 p.4.
- (41) Buchwald v. Paramount Pictures Corp.(Buchwald Phase I)13 U.S.P.Q.2d(BNA)1497 at 1507.
- (42) 1990 WL 357611 at 6-10, 13-22.
- (43) Id.
- (44) H. G. Prince, "Unconscinability in California; A Need for Restraint and Consistency" 46 Hastings L.J.459, at 526.

(45) D.E.Birderman, et al., *Law and Business of the Entertainment Industries* 3rd ed. 451(Praeger 1996).

(46) Id.

(47) Buchwald Phase II, 90 L.A.Daily J.App.Rep.at 14483(quoting Gramham, 28 Cal.3d ayt 817.623 P.2d at 171, 171 Cal.Reptr.775,783(1976).

(48) Graham v. Scissor-Tail,Inc., 28 Cal.3d at 807.

(49) Fatal Subtraction at 542-543. Gramham カコトヤルリト州最高裁判所は、ロバチーノ・ロウター Bill Graham ルマ一ノハシナキ Leon Russell のケネーター間の契約を解消せよと。Graham が「業界大聖堂」即つて迎えられたの役割を担ねねばならぬ」(Graham v. Scissor-Tail, Inc.,28 Cal.3d 807,at 818, 623 P.2d at 171-72, 171 Cal.Rptr. at 611) ふつた。回裁判所の認定からいへども、(→)Russell が歌謡やおもて米国音楽家同盟(American Federation of Musicians)の規約の規定は、歌謡は回問題を既にしたまのど次の如何な契約も違反したるかと思はぬが、(→)Russell が歌謡やおもて米国音楽家同盟(American Federation of Musicians)の規約の規定は、契約締結時に使用せられた回問題の標準契約の規定の回一向あひだ、(→)被出せ、紛争解決の回問題のトホールムを指図する賠償方法と罰金の規定を根拠にして、(→)被出せ、紛争解決の回問題のトホールムを指図する賠償方法と罰金の規定を根拠にして、Graham が仕事始めたる後、米国音楽家同盟の標準契約に署名せられたふつた(Id. at 818-19,623 P.2d at 172, 171Cal.Reptr.at 611)。

(50) Buchwald PhaseII, 90 L.A.Daily J. App.Rep.at 14483.

(51) Id.

(52) Id.

(53) Id. at 820, 623 P.2d at 172-73, 171 Cal.Reptr. at 612.

(54) Reply Memorandum for Paramount Pictures Corp. Re Dean Reynolds v. Superior Court and the Bar to Offensive Use of the Uncosinability Defense at 1, Buchwald v. Paramount Pictures Corp.,90 L.A.Daily J.App. Rep.14482(L.A.Super.ct.1990) (No.C-706083) [hereinafter Reply Memorandum].

- (55) Cal. Civil Code §1670.5. いじめ規制は、第1次緊急法ラバトマムノルノ10回 | ピアノ
- (56) Reply Memorandum at 5.
- (57) Dean Witter Reynolds Inc. v. Superior Court, 211 Cal.App.3d 758, 259 Cal.Reptr.789 (1989).
- (58) Id. 211 Cal.App. 3d 758, at 766, 259 Cal.App.3d at 763, 259 Cal.Reptr. at 794.
- (59) Buchwald, 90 L.A.Daily J.App.Rep.at 14484.
- (60) Graham v. Scissor-Tail, Inc., 28 Cal.3d 807, 628 P.165, 171 Cal.Reptr.604 (1981).
- (61) A&M Produce Co.v. FMC Corp., 135 Cal.App.3d 473, 186 Cal.Rptr.114 (1982).
- (62) Perdue v. Croker Nat'l Bank, 38 Cal.3d 913, 702 P.2d 503, 216 Cal.Reptr.345 (1985).
- (63) A&M Produce Co.v. FMC Corp., 135 Cal.App.3d 473, 186 Cal.Rptr.114, at 120 (1982).
- (64) Id. 135 Cal.App.3d 473, 186 Cal.Rptr.114, at 121 (1982).
- (65) Buchwald PhaseII, 90 L.A.Daily J.App.Rep.at 14484.
- (66) Fatal Subtraction at 545.
- (67) Id. at 545 app.B.
- (68) Buchwald PhaseII, 90 L.A.Daily J.App.Rep. at 14486, Fatal Subtraction at 550 app.B.
- (69) Id. 90 L.A.Daily J.App.Rep. at 14487, Fatal Subtraction at 550 app.B.
- (70) Fatal Subtraction at 551 app.B.
- (71) Cal. Civil Code §1670.5. Perdue v. Crocker National Bank 702 P.2d 503 (Cal.1985) at 925-926.
- (72) Memorandum of Points and Authorities of Defendant Paramount Pictures Corporation re PhaseII hearing on Legal and Contract Interpretation Issues, filed July 24, 1990, at p.15 (7/24/90 Memo 付書添え).
- (73) Id.
- (74) Letter from Paramount's counsel dated October 10, 1990, attached to Notice of Filing Prior Correspondence.

dence to Court, filed November 9, 1990.

- (75) Response of Defendant Paramount Pictures Corporation to Plaintiffs' Preliminary Statement of Contentions, filed May 21, 1990 (7/24/90 Memo at 19).

(76) パルマート・エアリーテクノロジーズ株式会社の「裁判所は訴え提起の趣旨の解説と争いを防衛するためを根拠としたものである (Cal. Evid. Code § 730)。」

(77) Paramount 裁判官は「本質的な出訴理由を根拠としたものであるが、Par-

mount 裁判官は「本質的な出訴理由を根拠としたものであるが、Par-

- (78) D.E.Birderman, et al., supra note 45 at 456.

- (79) Id.

- (80) Perdue v. Croker Nat'l Bank, 38 Cal.3d 913, at 926.

- (81) A&M Produce Co. v. FMC Corp., 135 Cal.App.3d 473, 186 Cal.Rptr.114 (1982).

- (82) 135 Cal.App.3d at 484.

- (83) Frostifresh Co. v. Reynoso, 274 N.Y.S. 2d 757, 759 (1966).

- (84) UCC §2-302.

- (85) Buchwald PhaseII, 90 L.A.Rep. at 14488 (quoting the Bernstein-Paramount Contract).

(86) Plaintiffs' Preliminary Statement of Contentions Concerning Accounting and Damages Issues at 97, Buchwald v. Paramount Pictures Corp., 90 L.A.App. Rep. 14482 (L.A. Super Ct. 1990) (No.C-706083).

- (87) Buchwald PhaseII, 90 L.A.Daily J.App. Rep. at 14488.

- (88) Id.

- (89) Id.

- (90) H.G.Prince, supra note 44, at 533.

- (91) Batfilm Productions, Inc. v. Warner Bros. Inc., 16 Ent. L. Rep. No.4 (Cal. Super.Ct., L.A. County, March 14, 1994).
- (92) H.G. Prince, *supra* note 44, at 534.
- (93) Batfilm Productions, Inc. v. Warner Bros. Inc., 16 Ent. L. Rep. No.4.
- (94) Id.
- (95) Id.
- (96) Id.
- (97) V. P. Goldberg, *supra* note 4 at 537.
- (98) M. Weinstein, *supra* note 2 at 112.

H あとめに代えて

音楽産業と映画産業とは、イギリスとアメリカばかりでなく各国のエンターテイメント産業全体においても中極的な地位を占めてゐるが、そこで用ひられてゐる契約には会社側のリスク計算に基づく条項が盛り込まれてゐるところ共通点がある。こうした契約条項の効力を否定するためには、契約条項の不當性を立証して契約から解放される必要がある。

非良心性法理は、⁽¹⁾のような目的を達成する手段として直接的効果をもたらすものであるが、イギリスにおいては非良心性法理と同一の効果をもたらす別の営業制限法理が用いられて來ている。⁽¹⁾一般原則的法理によるか、個別的法理によるかについては、その原因とそこから生じる違いについては、⁽¹⁾で論じる余地はないが、両者に共通するところは、契約の締結・交渉能力においては一般人以上の能力を備えてゐると思われる者が締結した契約でも、契約の相手

方に対して相対的に劣位にある場合は、後に契約条項の不当性を主張することを認めている点である。⁽²⁾

消費者契約のように契約当事者間の交渉力に格段の差が存在している場合には、消費者保護の要請から契約の内容面の検討がなされ、契約の拘束力を否定することが見られるが、相対的に取引力が接近していると思われる場合には、契約当事者は契約の原則に戻り契約締結による責任を負担することになる。本稿で取り扱ったエンタテイメント産業の役務提供契約については、裁判所が創造的活動に従事する者の活動を擁護するにつき積極的にとはいえないまでも何らかの形で配慮しているのであり、契約条項の相当性が現実に裁判で争われ、結果として勝訴する途が開けているということは、契約締結に際して創造的活動に従事する者に有利に作用するとは間違いないことであろう。

【注】

- (1) アメリカ法は、イギリス法と異なり、商業制限法理のうち競争を控える約束に関する法理以外のものは反トラスト法に悉ねられており (E.A.Farnsworth *Farnsworth on Contract* 2nd ed. vol.II§5.3 (Aspen Law & Business 1988))' Michael v. Sony 事件のようにアーティストがメディア界における四大企業との不正な契約から離脱するなどを考々の場合には、反トラスト法訴訟を提起するに至る (S.Soocher, *They fought the law: Rock music goes to court at 54* -55 (Schirmer Books 1999))。

- (2) イギリス契約法において近時、交渉力の不均衡を含む非良心的取引に対して裁判所が消極的な姿勢を見せていくことについて検討するものに、及川光明「交渉力の不均衡の法理」金沢法学第四二巻第一号三五頁 (11000年) がある。

(あおぐち やすひら・本学法学部教授)